羽幌町
公共施設マネジメント計画

（2017 年度～2046 年度）

平成 28 年 11 月

（令和５年３月改訂）

羽　幌　町

羽幌町公共施設マネジメント計画　目次

序章　はじめに …… 1
第１節　策定から現在まで …… 2
第２節　目的 …… 3
第３節　計画期間 …… 3
第４節　本計画策定時の対象施設と計画改訂時の対象施設 …… 4
第１項　本計画策定時の対象施設 …… 4
第２項　計画改訂時の対象施設 …… 5
第５節　これまでの対策の実績 …… 8
第６節　公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の状況 …… 9
第７節　計画の位置付けと役割 …… 11
第１章　公共施設等の将来の見通し …… 13
第１節　人口や財政の将来見通し …… 14
第１項　人口 …… 14
第２項　財政 …… 15
第２節　将来費用等の見込み …… 17
第２章　基本方針 …… 19
第１節　課題認識と公共施設マネジメントの方向性 …… 20
第２節　基本理念と３大方針 …… 21
第３節　取組体制 …… 26
第４節　数値目標の設定と個別施設計画による将来費用の見込み …… 27
第１項　供給面の目標設定 …… 27
第２項　財政面の目標設定 …… 28
第３項　品質面の目標設定 …… 31
第４項　公共施設（建築物）の更新費用等 …… 32
第５項　インフラ資産の更新費用等 …… 37
第５節　フォローアップの実施方針 …… 41
第３章　公共施設等の管理に関する基本的な考え方 …… 43
第１節　統合や廃止の推進方針 …… 44
第２節　点検・診断等の実施方針 …… 45
第３節　維持管理・修繕・更新等の実施方針 …… 46
第４節　危険除去の推進方針 …… 47
第５節　耐震化の実施方針 …… 48
第６節　長寿命化の実施方針 …… 49
第７節　ユニバーサルデザインに関する方針 …… 50
第８節　脱炭素化の推進方針 …… 51

第９節　地方公会計（固定資産台帳）の活用方針 ･････････････････････ 51
第 10 節 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針 ･････ 51
第 11 節 広域連携に関する方針 ･･･ 51
第 12 節 本町の各種計画及び国管理施設との連携方針 ･････････････････････ 51
第 13 節 適正管理を実現するための体制の構築方針 ･････････････････････ 52
第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ･････････････････････ 53
第１節　公共施設（建築物） ･･･ 53
第２節　インフラ施設 ･･･ 55
資料 ･･･ 57
１　公共施設マネジメント計画の策定経過 ･････････････････････････････ 58

序章　はじめに

第１節　策定から現在まで

羽幌町では、昭和 30 年代から昭和 40 年代の急激な人口増加や住民ニーズの拡大を背景に、数多くの公共施設の整備を進めてきましたが、現在その多くの公共施設等[1]は建設後 30 年以上を経過し、老朽化対策が大きな課題となっています。

一方、急激な人口減少による税収減や地方交付税等の減少により、今後ますます厳しい財政状況が続いていく中で、町の人口減少や少子高齢化等により、公共施設等の利用ニーズも大きく変化していくことが予想されています。

これらを踏まえ、本町では公共施設等の状況と課題を把握し、住民の皆様に現状の問題点や課題を情報提供するため、平成 27 年３月に「羽幌町公共施設白書（以下、白書という。)」を作成し、公表して来ました。

今後、白書において整理した現状と課題を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、町民の安全・安心で豊かな暮らしを確保するとともに、私たちの子どもや孫などの将来世代に負担を背負わせないよう、公共施設等への投資の「選択と集中」が必要になっています。

本計画は、公共施設マネジメント[2]の取組を進めることにより、公共施設等の余分を省き、身の丈に合った適正な質と量を維持することで、安全・安心な施設サービスを持続的に提供するとともに、施設機能の充実による利便性の向上を図ることを目的とし、公共施設等の維持管理に関する基本的な方針を示した「羽幌町公共施設マネジメント計画」を策定しました。

その後、総務省から「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和３年１月 26 日付け総財務第６号)」の通知を受け、改めて現状を確認し、財政の見通しや施設の維持管理方針を整理したほか、令和２年度に策定した個別施設計画などの内容を踏まえ、計画を改訂しましたが、今般、同省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について（令和４年４月１日付け総財務第 43 号)」の通知を受け、計画に記載すべき事項の追記が生じたことから、再度、計画を改訂しました。

年度	計画に向けた取組み
平成 26 年度	現状把握・整理。公共施設白書の作成・公表（10 月～3 月）
平成 27 年度～ 平成 28 年度	町政懇談会・高校生・町民アンケート（27 年 5 月～7 月） 公共施設マネジメント計画作成・公表（27 年 7 月～28 年 11 月）
令和 3 年度	計画の改訂
令和 4 年度	計画の改訂

[1] いわゆるハコモノと言われる公共施設（建築物）とインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道）を含めた総称を表します。

[2] 公共施設マネジメントとは、公共施設等の余分を省き、施設を効率的に維持管理することで、安全性・機能性といった施設の充実に繋げるための取組みを表します。

第２節　目的

本計画は、白書で整理した羽幌町の現状と課題を踏まえ、限られた財源の中で効率的かつ効果的に公共施設等を維持管理していくための計画です。

長期的な視点に基づき、公共施設マネジメントを推進していく上での基本的な方向性を示すことにより、安全・安心で住民ニーズに即した施設サービスを維持していくとともに、活力あるコンパクトなまちづくりを目指していきます。

第３節　計画期間

公共施設等のあるべき姿は、長期的な視点に基づき計画することが望ましいことから、本計画の計画期間は平成 29 年度（2017 年度）～令和 28 年度（2046 年度）の 30 年間とします。

今後は、本町の財政状況や施設の利用状況を考慮して方向性を検討していくことに加え、上位計画や関連する計画の策定・改訂状況及び社会情勢の変化等により随時見直しを行い必要時には本計画を改訂していきます。

計画期間「30 年間」

平成 29 年度（2017 年度）～令和 28 年度（2046 年度）

第４節　本計画策定時の対象施設と計画改訂時の対象施設

第１項　本計画策定時の対象施設

本計画策定時の対象施設は 530 施設、延床面積は 154,569.26 ㎡となります。

◆平成 28 年 11 月本計画策定時の対象施設（インフラ資産以外）

No.	大分類	中分類	施設数	延床面積（㎡）	割合
1	コミュニティ施設		21	2,352.37	1.52%
2	社会教育施設		8	5,890.10	3.81%
3	体育施設		7	5,454.12	3.53%
4	公園施設		7	419.99	0.27%
5	学校施設		12	13,894.80	8.99%
6	福祉施設		13	8,200.94	5.31%
7	産業施設		31	16,952.86	10.97%
8	行政施設		22	10,915.02	7.06%
9	住宅	公営住宅	142	31,352.40	20.28%
		教職員住宅	28	1,957.40	1.27%
		職員住宅	5	1,099.02	0.71%
10	上下水道施設		6	2,931.17	1.90%
11	天売地区		62	8,565.78	5.54%
12	焼尻地区		59	10,345.21	6.69%
13	追加施設		56	20,386.55	13.19%
14	解体予定施設		51	13,851.53	8.96%
計			530	154,569.26	100.00%

※大分類の区分について、「離島地区」の施設を「天売地区」と「焼尻地区」に整理したことから公共施設白書とは一致しません。

この他、インフラ資産として道路・橋梁・水道・下水道・河川も対象としています。

第２項　計画改訂時の対象施設

本計画改訂時の対象施設は下表のとおりです。なお、本計画策定時は、負担金として間接的に費用負担している羽幌町外２町村衛生施設組合などの施設も対象としていましたが、計画改訂に合わせて、実際に町が所有・管理する施設のみを対象としました。

◆令和３年度（2021 年度）本計画改訂時の対象施設（インフラ資産以外）

No.	大分類	中分類	施設数	延床面積（㎡）	割合	縮減率
1	コミュニティ施設		19	2,276.35	1.68%	3.23%
2	社会教育施設		8	5,890.10	4.34%	0.00%
3	体育施設		8	6,167.32	4.54%	-13.08%
4	公園施設		6	413.37	0.30%	1.58%
5	学校施設		12	13,734.98	10.11%	1.15%
6	福祉施設		13	7,894.32	5.81%	3.74%
7	産業施設		30	16,947.20	12.48%	0.03%
8	行政施設		9	6,757.22	4.97%	38.09%
9	住宅	公営住宅	148	31,609.74	23.27%	-0.82%
		教職員住宅	27	1,975.93	1.45%	-0.95%
		職員住宅	5	1,099.02	0.81%	0.00%
10	上下水道施設		6	2,931.17	2.16%	0.00%
11	天売地区		60	8,852.01	6.52%	-3.34%
12	焼尻地区		58	10,460.80	7.70%	-1.12%
13	追加施設		22	5,763.33	4.24%	71.73%
14	解体予定施設		35	13,074.61	9.62%	5.61%
計			466	135,847.47	100.00%	12.11%

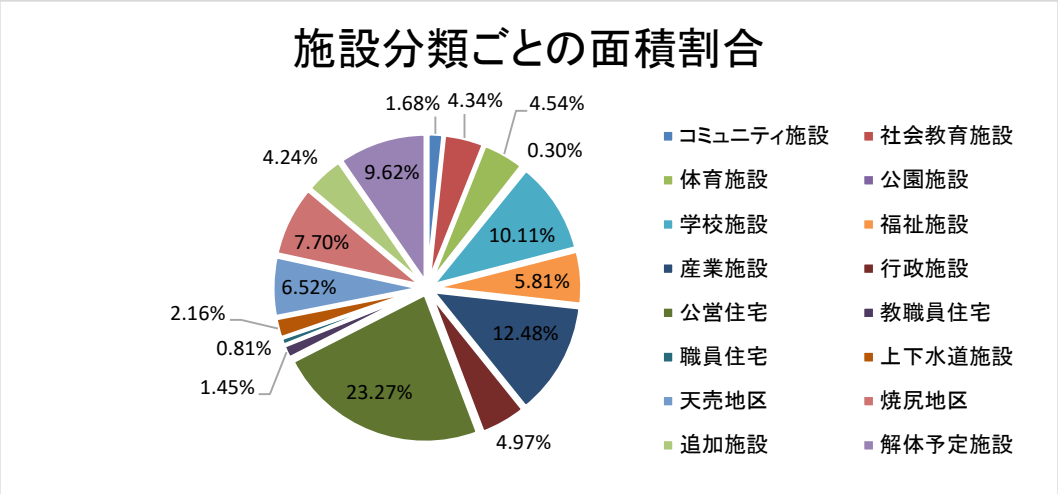

本町の対象施設数と延床面積の推移は下グラフのとおりです。

◆本町の対象施設数の推移（インフラ資産を除く）

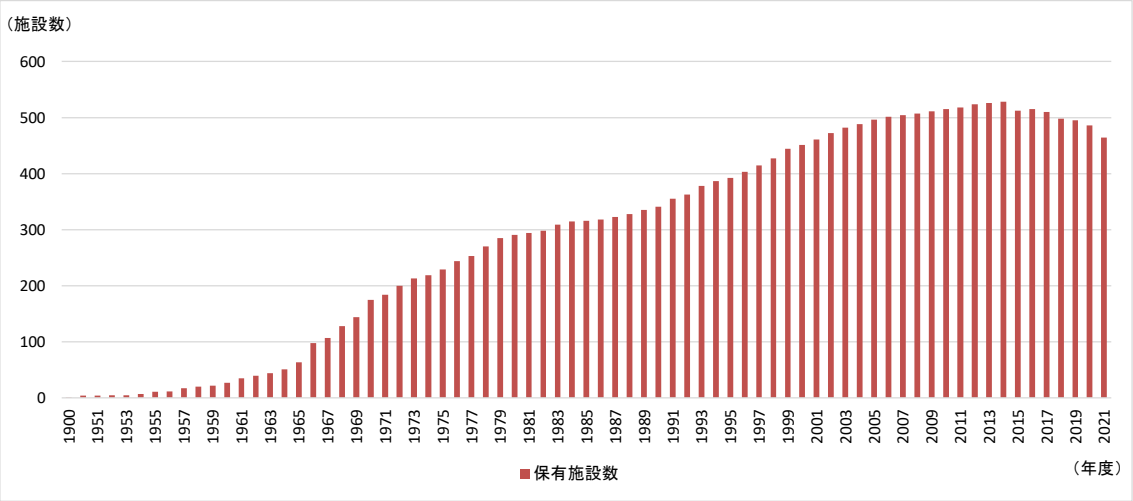

◆本町の対象施設延床面積の推移（インフラ資産を除く）

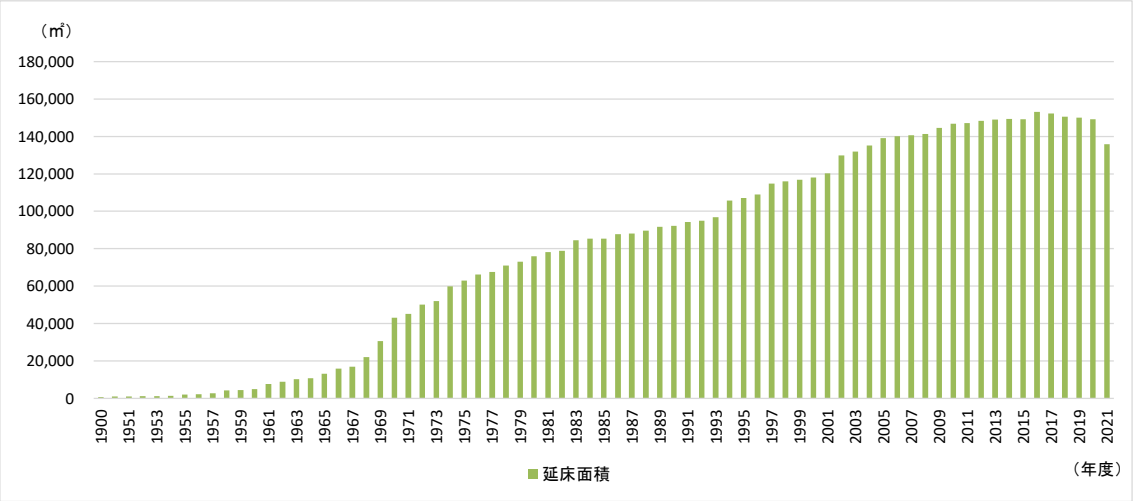

対象となるインフラ資産の状況は以下のとおりとなります。

◆インフラ資産の整備状況

（１）道路

種　別	実延長	道路部面積
１級町道	22,201m	200,730 ㎡
２級町道	28,509m	183,686 ㎡
その他	132,764m	825,090 ㎡
合　計	183,474m	1,209,506 ㎡

（２）橋梁

種　別	橋梁の数	橋長
１級町道	8	243m
２級町道	7	117m
その他	48	1,302m
合　計	63	1,662m

（３）上水道

管路種	市街	天売	焼尻
導水管	1,475m	0m	333m
送水管	6,244m	2,583m	2,839m
配水管	120,680m	5,610m	8,108m
合　計	128,399m	8,193m	11,280m

（４）下水道

管路種	延長
汚水管	55,679m
雨水管	3,948m
合　計	59,627m

（５）河川

河川名	延長
福寿川	2.60 ㎞
ｵｼﾘｳｼﾅｲ川	0.70 ㎞
合　計	3.30 ㎞

※道路・橋梁・河川は建設課調、上水道・下水道は上下水道課調

第５節　これまでの対策の実績

本計画策定時と令和３年度（2021 年度）の対象施設数と延床面積について、改訂時に対象外とした一部事務組合が所有している施設を除いて比較すると、64 施設の減少、18,721.79 ㎡の縮減となりました。

本計画の趣旨である「更新等に係るコストの縮減、平準化」といった観点により実施した、平成 29 年度（2017 年度）からの施設の解体・改修・更新・集約等の実績は以下のとおりです。

◆平成 29 年度（2017 年度）から令和３年度（2021 年度）までにおける主な対策の実績

年度	対策内容	効果
H29	建替・集約（天売教職員住宅）	面積増加の抑制
H29	大規模改修（羽幌小学校体育館）	長寿命化対策
H29	大規模改修（羽幌町すこやか健康センター）	長寿命化対策
H29	解体（羽幌保育園ほか）	施設保有量の削減
H30	補修（竹内橋・蕗原橋）	長寿命化対策
H30	民間へ売却（旧中央小学校体育館）	施設保有量の削減
H30	解体（旧中央小学校ほか）	施設保有量の削減
H30～R1	建替・集約（武道場）	面積増加の抑制
R1	大規模改修（羽幌町デイサービスセンター）	長寿命化対策
R1	大規模改修（焼尻教職員住宅）	長寿命化対策
R1	補修（竹内橋・寿３線橋）	長寿命化対策
R1	解体（旧幌北小学校ほか）	施設保有量の削減
R2	補修（南６条通）	長寿命化対策
R2	補修（寿３線橋・豊水橋）	長寿命化対策
R2	解体（旧朝日小学校ほか）	施設保有量の削減
R3	大規模改修（天売教職員住宅）	長寿命化対策
R3	補修（南６条通）	長寿命化対策

第６節　公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の状況

公共施設（建築物）の老朽化度合を見ていきます。公共施設（建築物）の老朽化度合を見る一つの指標として、有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）があります。

本計画の対象としている建築系公共施設の有形固定資産減価償却率は、次の計算式で表しています。

有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得（再取得）価額

公共施設（建築物）の取得（再取得）価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが出来ます。100％に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることを意味します。本町の有形固定資産減価償却率は全体で 60.5%です。

各施設分類の有形固定資産減価償却率の推移は以下のとおりです。分類ごとに見ると、コミュニティ施設、社会教育施設、行政施設、職員住宅、解体予定施設が 80％を超えており、老朽化はかなり進んでいるといえます。

◆公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の状況

施設分類	2020 年度 再取得価額（千円）	2020 年度 減価償却累計額（千円）	2020 年度 有形固定資産減価償却率
コミュニティ施設	910,540	791,707	86.9%
社会教育施設	2,356,040	1,908,604	81.0%
体育施設	2,264,209	938,047	41.4%
公園施設	136,412	99,025	72.6%
学校施設	4,526,139	2,178,354	48.1%
福祉施設	2,841,955	1,081,917	38.1%
産業施設	6,778,880	3,260,589	48.1%
行政施設	2,702,888	2,246,084	83.1%
公営住宅	8,908,543	4,764,931	53.5%
教職員住宅	704,262	486,875	69.1%
職員住宅	395,647	318,734	80.6%
上下水道施設	1,055,221	394,335	37.4%
天売地区	3,068,376	1,762,684	57.4%
焼尻地区	3,729,047	2,762,762	74.1%
追加施設	2,131,285	1,621,366	76.1%
解体予定施設	4,706,859	3,942,707	83.8%
計	47,216,303	28,558,721	60.5%

◆公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の推移

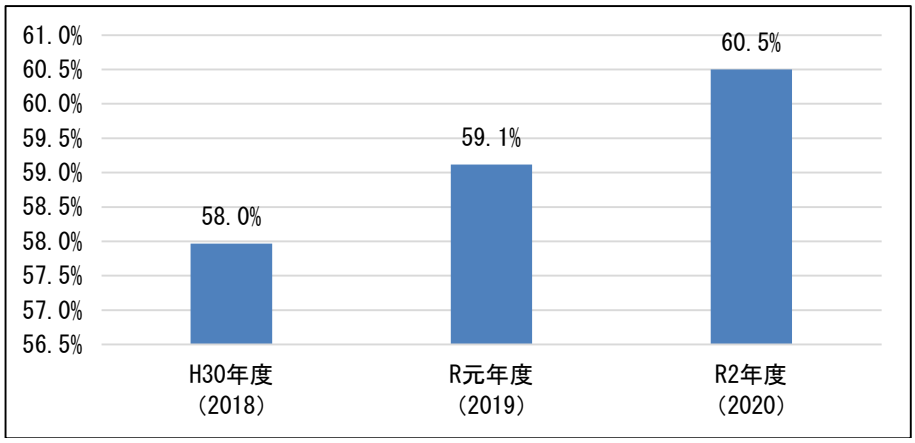

第７節　計画の位置付けと役割

本計画は、総務省の要請に基づく「公共施設等総合管理計画」に位置付けられるとともに、国で定める「インフラ長寿命化基本計画」等に対応した計画として位置付けられます。

また本計画は、町の最上位計画である羽幌町総合振興計画を推進していく上で必要不可欠である持続可能な行財政運営を実現するための重要な柱の一つに位置付けられるため、羽幌町総合振興計画等の上位計画や各分野の個別計画との整合を図りつつ、すべての公共施設を一元的にマネジメントしていくための基本方針としての役割を果たします。

本計画は羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画との整合も図りながら適切に推進していくものとします。

◆本計画の位置付け

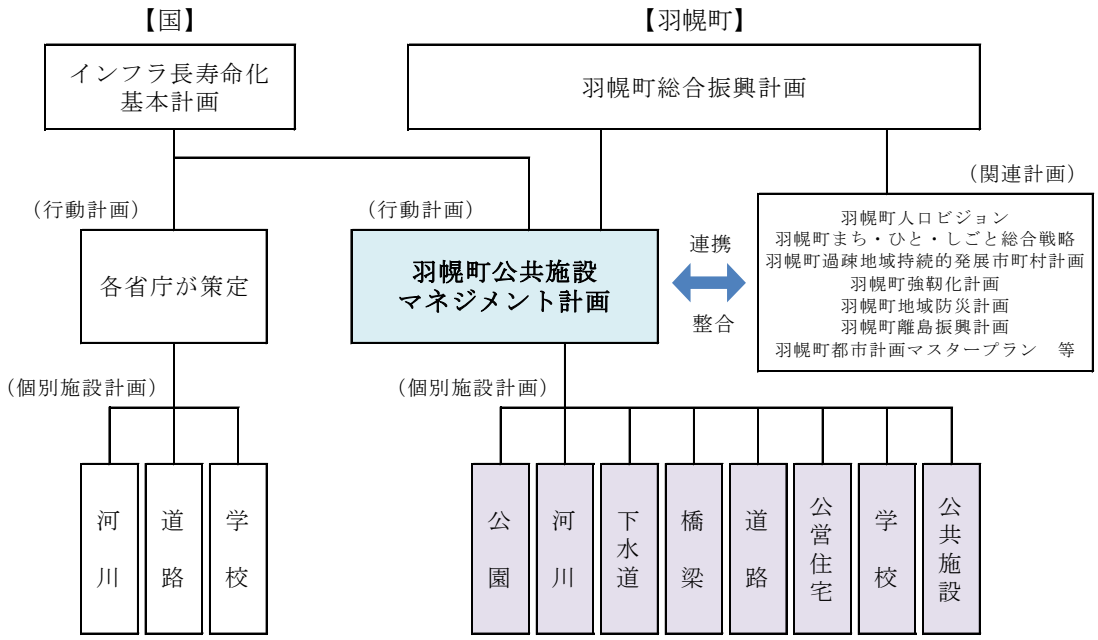

第１章　公共施設等の将来の見通し

第１節　人口や財政の将来見通し

第１項　人口

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年３月推計）によると、羽幌町の令和 27 年（2045 年）の推計人口は 3,646 人（対平成 22 年（2010 年）比▲54%）であり、今後も急速に人口減少していくことが予想されています。

また、人口減少に伴い、羽幌町の人口構成も急激に変化することが予想されます。平成 22 年（2010 年）から令和 27 年（2045 年）の 35 年間で０歳～14 歳人口（年少人口）の割合は 10%から９%に減少し、15 歳～64 歳人口（生産年齢人口）の割合も 54%から 42%に減少する中で、65 歳以上人口（高齢者人口）の割合は 36%から 50%に増加することが予想されます。

これらの人口構成の変化により、15 歳～64 歳人口（生産年齢人口）の減少による税収減と、65 歳以上人口（高齢者人口）の割合増に伴う社会保障費等の負担増が見込まれます。

また、人口構成の変化に伴い、公共施設や公共サービスに対する住民ニーズも変化していくことが想定されます。

◆年代別人口と人口割合の見通し

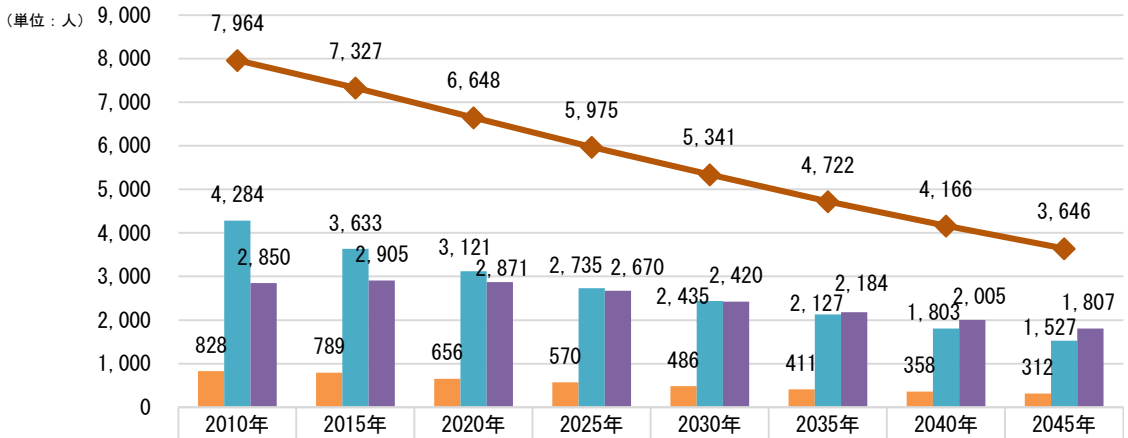

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	828	789	656	570	486	411	358	312
15～64歳	4,284	3,633	3,121	2,735	2,435	2,127	1,803	1,527
65歳以上	2,850	2,905	2,871	2,670	2,420	2,184	2,005	1,807
総人口	7,964	7,327	6,648	5,975	5,341	4,722	4,166	3,646

※2010 年の総人口と年代別の人口が合わないのは、年齢不詳の方が２名いたため

出典：「日本の地域別将来推計人口」　平成 30 年３月推計　（国立社会保障・人口問題研究所）

第２項　財政

（１）歳入

羽幌町における歳入の状況は、近年、総額 58～76 億円程度で推移しています。令和２年度（2020 年度）においては、新型コロナウイルスへの対応として国庫支出金が増加しています。

また、令和２年度（2020 年度）の歳入内訳を自主財源[3]と依存財源に分類すると自主財源は 20%であり、その他 80%が国や道から交付される依存財源です。

今後、総人口や 15 歳～64 歳人口（生産年齢人口）が減少していくことに伴い、町税などの税収や交付税も減少することが想定されるため、将来の税収増は見込めない状況です。

◆過去 10 年間の歳入の推移

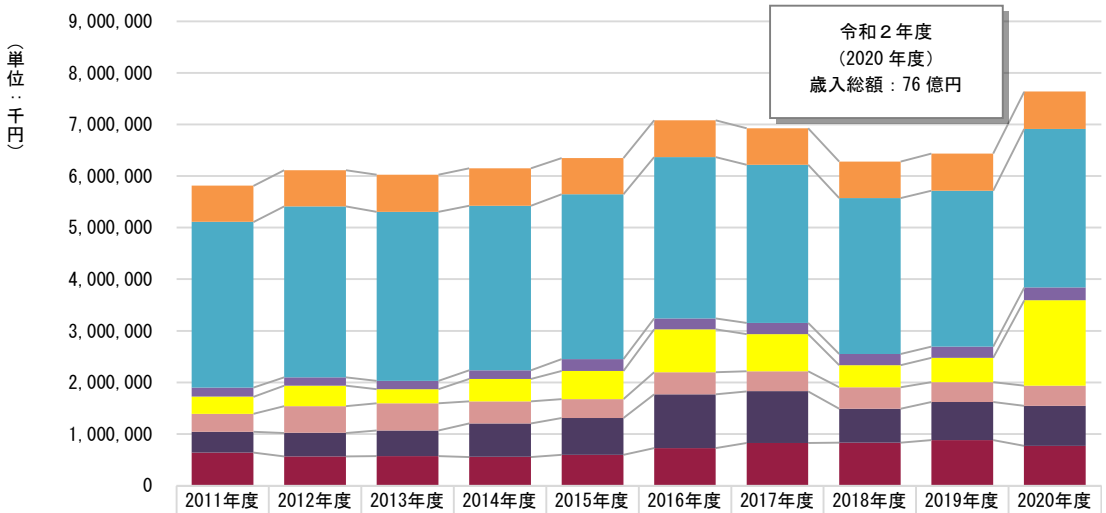

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
町税	701, 992	703, 929	716, 026	723, 220	698, 527	711, 749	705, 879	708, 871	718, 745	722, 781
地方交付金	3, 211, 333	3, 311, 430	3, 280, 197	3, 188, 417	3, 194, 596	3, 132, 451	3, 064, 424	3, 020, 927	3, 022, 271	3, 072, 436
その他一般財源	175, 988	160, 507	161, 538	169, 053	234, 520	208, 394	221, 017	221, 383	216, 348	247, 780
国庫支出金	332, 266	397, 142	273, 279	433, 685	544, 142	834, 233	715, 107	424, 088	470, 631	1, 654, 892
道支出金	350, 830	518, 622	522, 321	427, 314	363, 502	427, 467	389, 740	417, 742	388, 243	390, 010
地方債	399, 664	457, 800	496, 400	650, 704	717, 585	1, 039, 461	1, 000, 618	658, 077	735, 617	780, 573
その他	641, 630	564, 796	574, 177	556, 910	594, 934	727, 533	827, 811	831, 137	884, 189	767, 521

[3] 自主財源は、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額としています。

（２）歳出

羽幌町における歳出の状況は、近年、総額 56～75 億円程度で推移しています。

令和２年度（2020 年度）の内訳を見ると、新型コロナウイルスへの対応として補助費等が増加しています。

次に、平成 23 年度（2011 年度）から令和２年度（2020 年度）までの推移をみると、扶助費、維持補修費、物件費が増加傾向にあります。

今後も高齢化の進展により医療費・介護費や生活保護費などの扶助費は更に増加していくことが想定されるため、公共施設等の老朽化対策に現状以上の投資的経費を充当することは極めて困難な状況です。

◆過去 10 年間の歳出額の推移

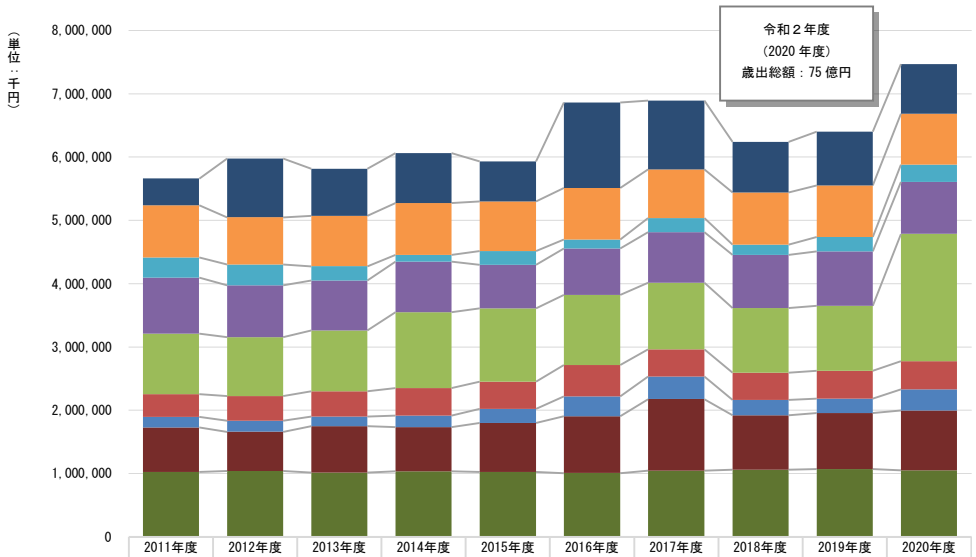

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
投資的経費	421, 229	927, 621	741, 290	787, 619	631, 479	1, 352, 236	1, 086, 324	797, 601	849, 687	784, 320
繰出金	824, 604	745, 693	794, 441	819, 034	787, 160	814, 917	768, 248	824, 160	814, 736	802, 077
貸付金等（積立金+貸付金等）	321, 774	330, 881	225, 992	108, 917	217, 509	139, 100	220, 811	164, 771	228, 858	273, 421
公債費	882, 606	818, 125	791, 232	796, 858	687, 447	733, 575	797, 433	835, 931	856, 779	822, 598
補助費等	954, 204	929, 428	958, 712	1, 200, 957	1, 156, 944	1, 106, 553	1, 052, 204	1, 024, 455	1, 027, 714	2, 010, 013
扶助費	361, 997	389, 950	399, 355	432, 351	429, 757	495, 515	432, 084	427, 686	441, 587	444, 066
維持補修費	165, 486	175, 417	152, 839	183, 069	220, 395	313, 435	356, 229	245, 902	227, 310	334, 917
物件費	703, 983	621, 609	734, 145	695, 423	776, 521	897, 205	1, 128, 043	855, 628	882, 676	946, 552
人件費	1, 025, 412	1, 039, 551	1, 014, 982	1, 037, 703	1, 024, 442	1, 009, 386	1, 048, 280	1, 063, 077	1, 072, 960	1, 051, 178

第２節　将来費用等の見込み

現在ある公共施設とインフラをすべて保有し続けた場合に必要となる費用を、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（一般財団法人自治総合センター）の算出方法などを用いて試算したところ、平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）の 30 年間で約 535 億円と推計されました。

前節の人口や財政の将来見通しを踏まえると、現在と同規模、同量の施設を保有することは財政的に困難であるため、施設総量の適正化による支出の抑制、施設の長寿命化による投資的経費の平準化を進めていくことが健全な財政運営を進める上で必要不可欠となっています。

第２章　基本方針

第１節　課題認識と公共施設マネジメントの方向性

羽幌町を取り巻く人口減少や少子高齢化の進展、財政の見通し、公共施設等の現状を踏まえると、羽幌町の公共施設等は供給面（保有状況や利用・運営状況など）、財政面（コスト状況など）、品質面（建物性能など）から多くの課題を抱える状況にあります。

これらの課題を解決していくためには、ファシリティマネジメント[4]の観点から公共施設の利用状況や将来需要、建物の性能や劣化状況等を総合的に把握した上で、施設総量の適正化による支出の抑制や、保有継続する施設の長寿命化と品質の適正化を長期的な視点で計画的に進めていくことが不可欠です。

◆課題と公共施設マネジメントの方向性

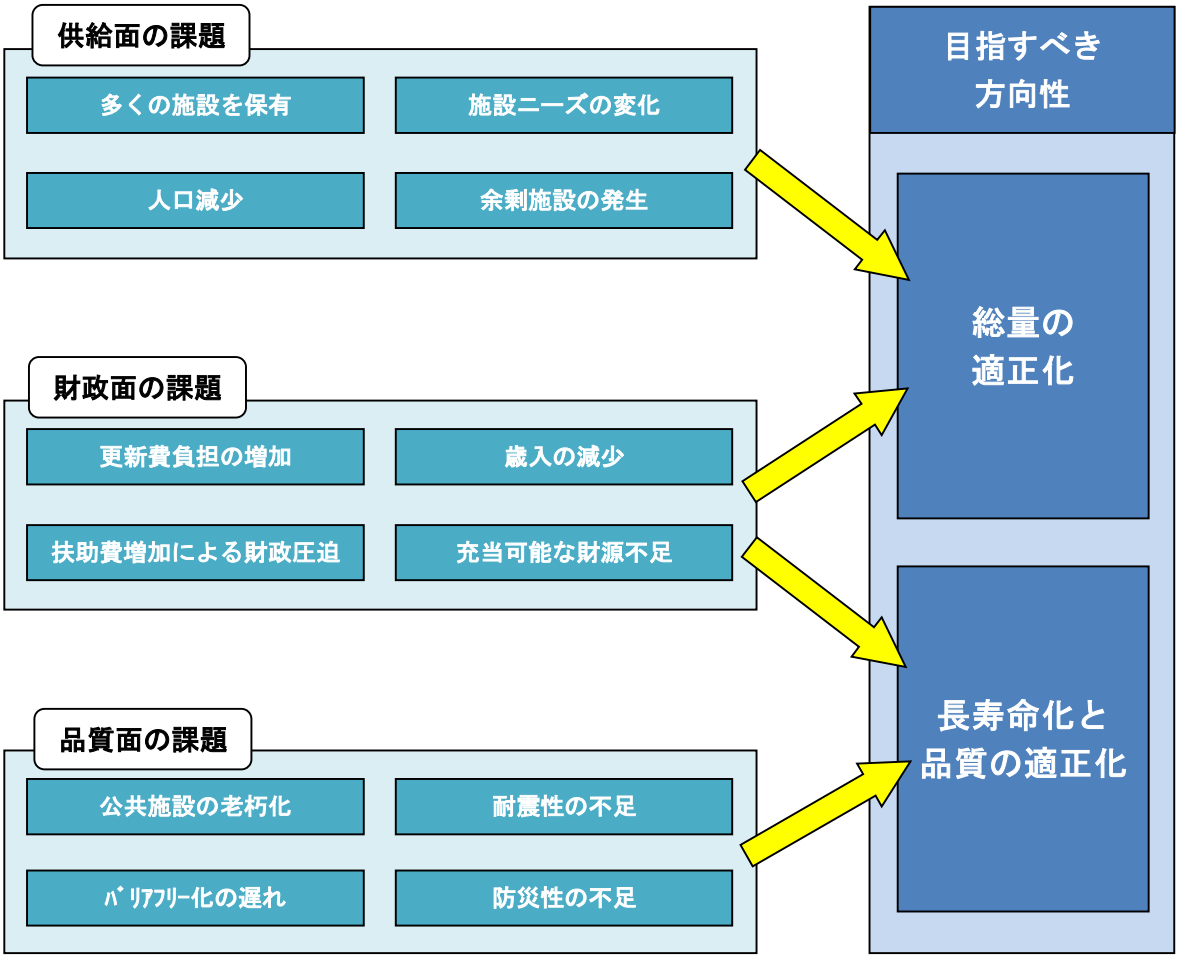

[4] ファシリティマネジメントとは、企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する取組みを表します。

第２節　基本理念と３大方針

羽幌町では、これまでの町を取り巻く状況や公共施設等が抱える課題を踏まえ、以下に示す基本理念を掲げて長期的な視点から公共施設マネジメントに取組んでいきます。

また、基本的な方針として、以下に示す３つの方針を公共施設マネジメントの３大方針として掲げ、本当に住民に必要とされる公共施設サービスの維持と財政負担の軽減を目指します。

■ 基本理念 ■

羽幌町で暮らす住民の安全・安心を確保し、将来の子ども・孫世代が安心して暮らせるまちを築くため、施設の適正配置や施設総量の適正化、将来の財政負担の軽減を目指します。

■ 公共施設マネジメントの３大方針 ■

方針１	***＜施設の適正配置・施設総量の適正化＞*** **羽幌市街や天売島・焼尻島の地域特性や将来ビジョンに応じた効率的な施設配置と施設総量の適正化を図ります。**
方針２	***＜施設の長寿命化・品質の適正化＞*** **公共施設等の長寿命化と、安全性や快適性などの公共施設に求められる性能の確保を図ります。**
方針３	***＜コストの適正化＞*** **施設の維持・更新等に要するトータルコストの縮減と将来世代への負担軽減を図ります。**

取組みの全体像

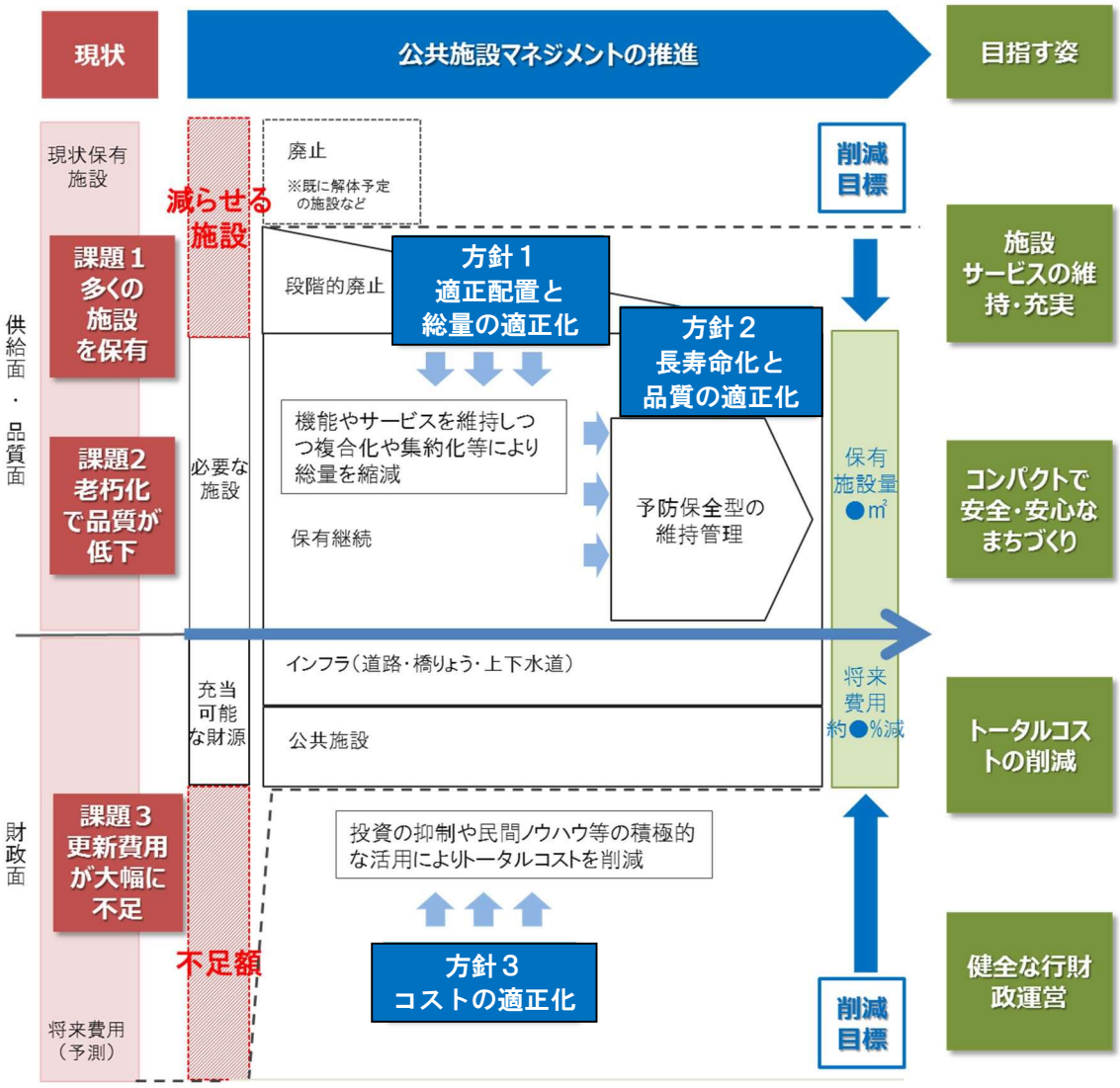
現状
公共施設マネジメントの推進
目指す姿
現状保有施設
減らせる施設
廃止
※既に解体予定の施設など
削減目標
施設サービスの維持・充実
課題１ 多くの施設を保有
段階的廃止
方針１ 適正配置と総量の適正化
方針２ 長寿命化と品質の適正化
供給面・品質面
機能やサービスを維持しつつ複合化や集約化等により総量を縮減
課題2 老朽化で品質が低下
必要な施設
保有継続
予防保全型の維持管理
保有施設量 ●㎡
コンパクトで安全・安心なまちづくり
インフラ（道路・橋りょう・上下水道）
充当可能な財源
公共施設
将来費用 約●%減
トータルコストの削減
財政面
課題３ 更新費用が大幅に不足
投資の抑制や民間ノウハウ等の積極的な活用によりトータルコストを削減
不足額
方針３ コストの適正化
将来費用（予測）
削減目標
健全な行財政運営

＜方針１　施設の適正配置・施設総量の適正化＞

〇市街地区や離島地区の地域特性に応じた施設の適正配置、必要面積の見直しにより延床面積を削減します！

〇複合化や集約化により必要な機能を維持しつつ、施設総量を削減するとともに、施設稼働率の向上を図ります。

〇削減対象となった施設については、積極的に民間への売却などを進めます！

◆複合化・集約化による適正配置イメージ

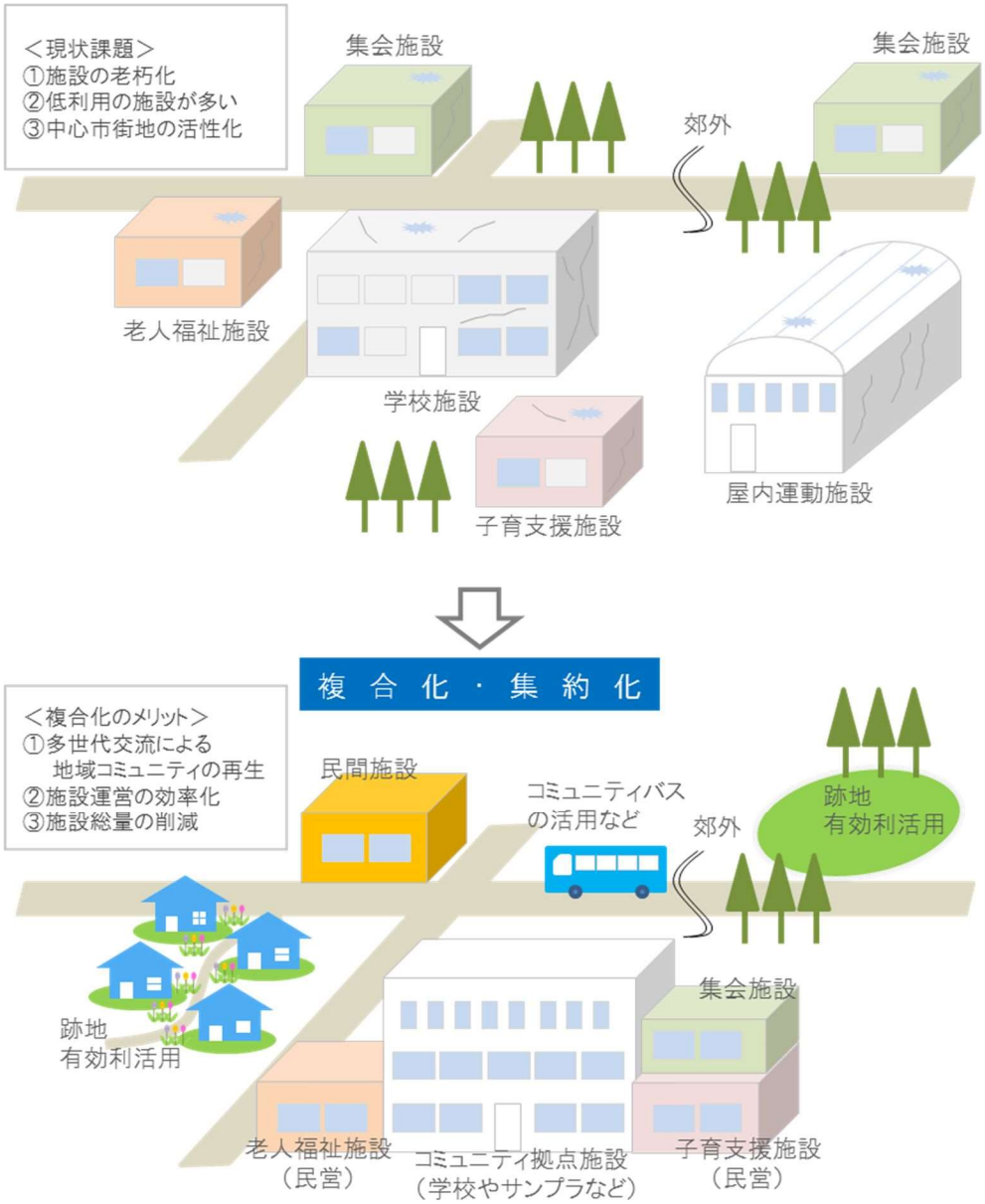

＜方針２　施設の長寿命化・品質の適正化＞

○目標耐用年数と改修基準を設定し、予防保全型の維持管理を導入することで施設の長寿命化を図ります！

○施設更新時には、耐震性やユニバーサルデザイン化、防災性能など公共施設に求められる性能の確保を図ります！

○需要が低い施設については、投資を抑制しつつ、最低限の安全性を確保していきます！

◆予防保全型維持管理[5]による長寿命化のイメージ

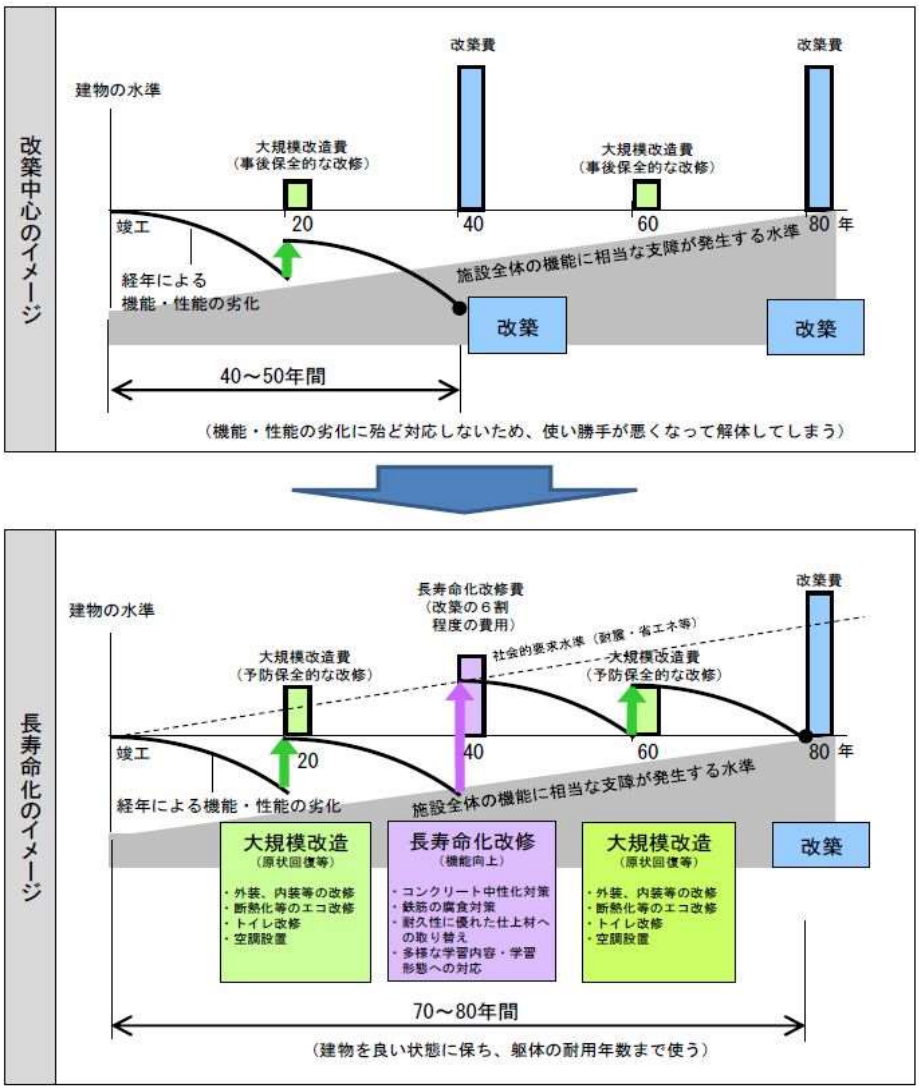

出典：「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」文部科学省（平成 27 年４月）

[5] 予防保全型維持管理とは、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故や故障が発生する前に対処することにより長寿命化を図る維持管理の手法を意味し、事故や故障が発生してから対処する事後保全型維持管理の対義語として使用されます。

＜方針３　コストの適正化＞

○施設の統廃合により総量を減らし、維持・更新費用を削減します！
○予防保全型の維持管理により、トータルコストを削減します！
○他町村との広域化が可能な施設は、広域による運営を検討します！
○ＰＰＰ・ＰＦＩなど民間ノウハウの活用により、施設サービスの維持及び財政負担の軽減を図ります！

◆PFI の一般的な事業スキーム

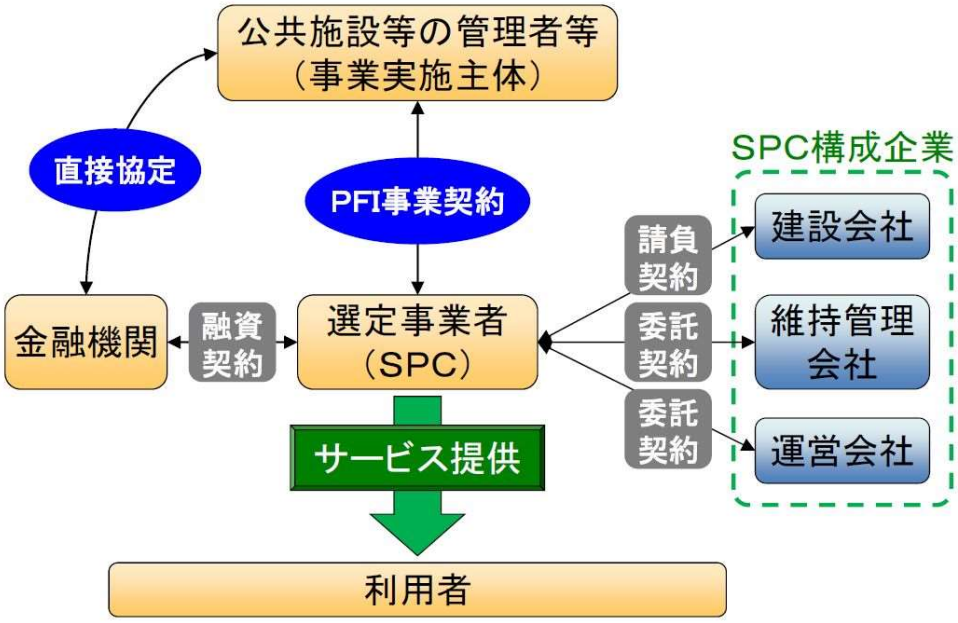

出典：「PPP・PFI[6]事業事例集」（平成 27 年５月）内閣府民間資金等活用事業推進室

[6] PPP・PFI とは公共事業に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、トータルコストの削減や効率化、公共サービスの向上を目指す手法を表します。

第３節　取組体制

本計画の推進に当たっては、全庁的な取組体制の構築が必要不可欠であることから、計画の推進に必要な情報を一元管理し、住民や関係団体、議会との情報共有・対話により、将来のまちづくりを見据えた公共施設マネジメントの推進を目指します。

◆全庁的な取組体制

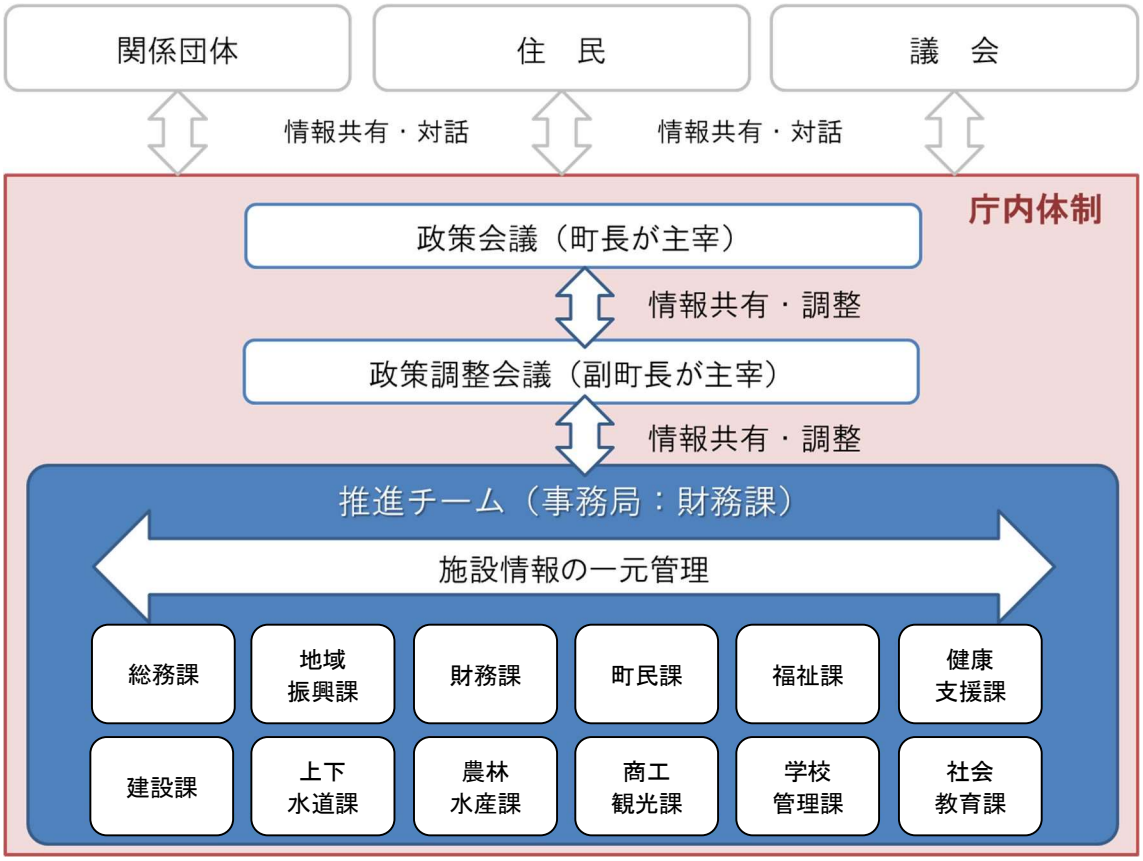

第４節　数値目標の設定と個別施設計画による将来費用の見込み

本計画では、ファシリティマネジメントの考え方から供給面、財政面、品質面の３つの側面に関して、計画期間中に目指すべき数値目標を設定します。

第１項　供給面の目標設定

今後、羽幌町においても急速な人口減少が予想されることから、公共施設等の総量についても将来の人口規模に合った保有施設量としていく必要があります。

現在の利用状況や将来人口推計[7]、投資的経費に充当可能な財源を踏まえ、30 年後を見据えた必要施設量及び保有可能な施設量の視点から試算した結果、30 年後に必要・保有可能な公共施設の延床面積の総計は約 10 万２千㎡と想定され、これは平成 25 年（2013 年）時点の保有施設量（解体予定施設を除く）の約 76%に当たります。

このことから、30 年後の保有施設量の数値目標を

「１０万２千㎡」とします。

なお、羽幌町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地域総合戦略および将来人口ビジョンを策定し、人口減に歯止めをかける施策や目標を掲げ地方創生に向けた取組みを進めていることから、今後の人口推移に応じて柔軟に見直しを図ります。

◆供給面の数値目標の考え方

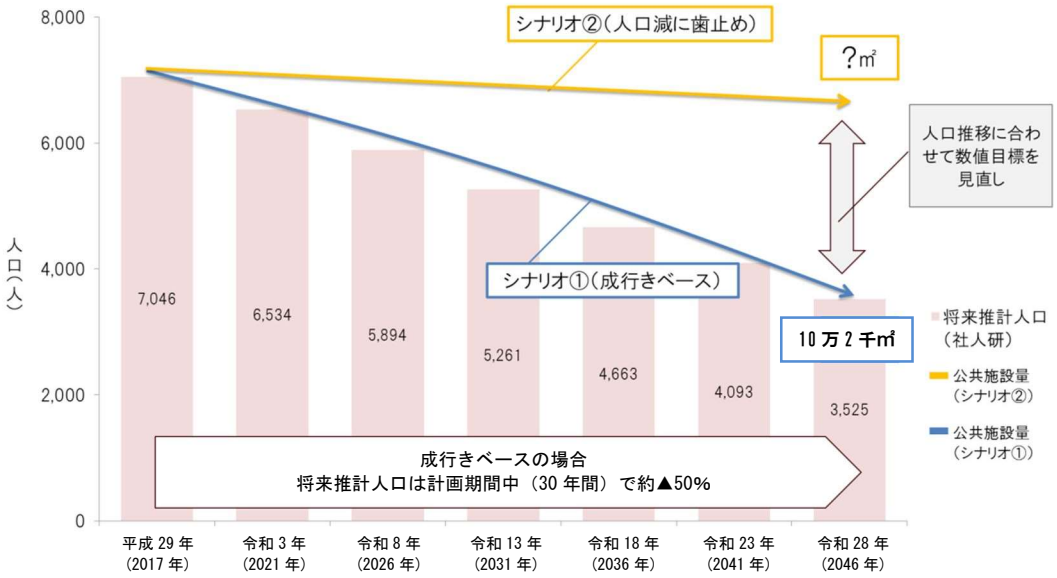

[7] 令和 22 年（2040 年）以降の人口推計は、コーホート変化率法を用いて羽幌町にて独自に試算しています。

第２項　財政面の目標設定

今後、生産年齢人口の減少などに伴い、公共施設等に充当可能な財源も減少していくことが予想されることから、公共施設等の総量縮減や長寿命化などにより、公共施設等に要する将来費用を 30 年間で使える財源の範囲内に収まるよう圧縮する必要があります。

ここでは、公共施設マネジメントの３大方針に基づき「総量の適正化」や「長寿命化と適正な改修基準の設定」、「投資の抑制」などの取り組みを計画的・継続的に推進することにより、公共施設に要する将来費用の削減目標を設定します。

本計画策定時の 30 年間で使える財源の試算では、平成 21 年度（2009 年度）から平成 25 年度（2013 年度）の５年間に使用した投資的経費のうち建物及びインフラに充当した費用の平均を算出し、30 年間で減少する地方税、地方交付税などの一般財源を考慮して、１年間に使える財源を約 2.9 億円（一般財源ベース）とし、30 年間に使える財源の範囲（目標）を「88 億円（一般財源ベース）」と目標値設定していましたが、昨今の財政状況を鑑み、財政面の目標値の再検討を行いました。

財政面での目標値設定を再検討しなければならない理由は主に３つあります。

＜財政面での目標値設定を再検討しなければならない３つの理由＞

①本計画策定時より早いペースでの人口減少が見込まれ、更なる財源の減少が予測される。

②平成 28 年度（2016 年度）から令和２年度（2020 年度）の過去５年間において、投資的経費のうち建物及びインフラに充当した費用を一般財源ベースで見たところ、１年間の使える財源目標値である 2.9 億円を全ての年度で大きく下回っていた。町の借金である地方債残高が横ばいであることを考慮すると、仮に今後毎年 2.9 億円を投入し続けることになれば町の収支のバランスが悪化する可能性がある。

③高齢化の進展による扶助費の増加を考慮した場合、現状より多額の財源を建物及びインフラに充当することは財政面の悪化を招く可能性がある。

⇒P16　「**◆過去 10 年間の歳出額の推移**」参照

財政面での目標値設定を再検討する一つ目の理由は、人口減少等による将来の獲得財源の低下です。国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年３月推計）によると、羽幌町の令和 27 年（2045 年）の推計人口は 3,646 人（対平成 22 年（2010 年）比▲54%）であり、2015 年度と比較して半分以下になることが見込まれています。これは、平成 25 年３月推計時より少し早いペースで人口が減少することを示唆しています。

よって、将来の町税等の歳入が本計画策定時に想定していた金額より少なくなることが考えられます。

二つ目の理由は、本計画策定時に掲げた１年間に使える財源、約 2.9 億円（一般財源ベース）が現状の財政状況と照らし合わせた場合に高額であるということです。

平成 28 年度（2016 年度）から令和２年度（2020 年度）の投資的経費のうち建物及びインフラに充当した費用を一般財源ベースで見たところ、2.9 億円を大きく下回る実績でありながら、町の財政面には余裕が見られず地方債残高は横ばいという状況です。

よって、今後毎年 2.9 億円を投入し続けた場合、町の財政は悪化することが懸念されます。また、地方債残高を人口で割った、人口一人当たりの地方債残高が増加傾向にあることも考慮する必要があります。

三つ目の理由は、扶助費の伸びにより歳出が増加する可能性があるということです。

羽幌町に限らず、日本全国で高齢化が急速に進展しています。一般的に高齢化が進むと扶助費が増加すると言われています。

国勢調査の結果によると、平成 27 年度（2015 年度）現在の 65 歳以上の割合が 40%であるのに対し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27 年度（2045 年度）には 50%に上昇することが見込まれています。

よって、財源が確保できない状況で、現状より大きく投資的経費を増加させることは財政面での悪化が懸念されます。

以上のことを踏まえ、１年間に使える財源については、投資的経費と起債の償還を含めた上限額で 2.9 億円（一般財源ベース）とします。

また、社会情勢の変化や今後の財政状況によっては、財政面の目標設定を再度見直すことも検討していきます。

◆投資的経費のうち普通建設事業費分の推移

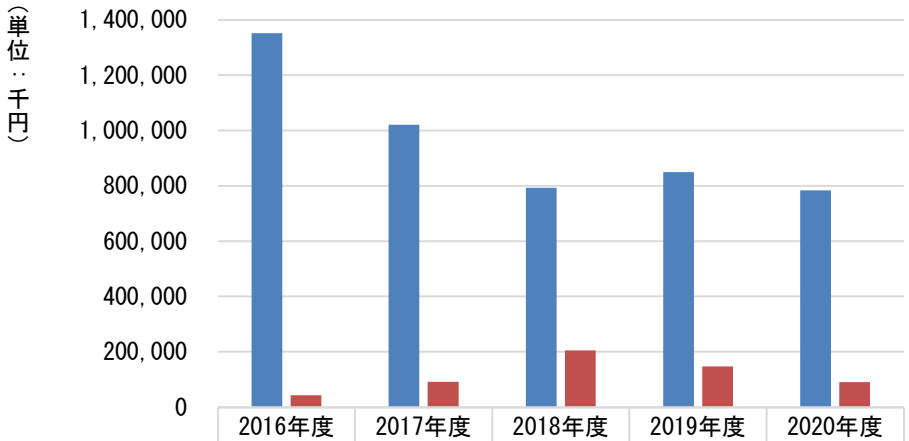

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
普通建設事業費	1,351,878	1,020,569	793,344	849,371	784,072
うち一般財源等	43,394	91,236	205,036	147,710	90,846

（平成 28 年度（2016 年度）～令和２年度（2020 年度））

◆地方債残高・人口１人当たりの地方債残高推移

年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
人口（人）	7,936	7,777	7,648	7,490	7,358	7,251	7,089	6,902	6,710	6,589
地方債残高（千円）	6,534,261	6,274,086	6,069,163	6,002,039	6,100,293	6,463,053	6,713,267	6,574,111	6,484,232	6,467,430
増減（千円）	－	-260,175	-204,923	-67,124	98,254	362,760	250,214	-139,156	-89,879	-16,802
一人当たり残高（千円）	823	807	794	801	829	891	947	952	966	982

※人口は羽幌町が公表している各年３月末日現在の数字を反映させています。

第３項　品質面の目標設定

今後、高齢化社会の進展や子育て世代に優しいまちづくり、災害に強いまちづくりを進めていく中で、公共施設の耐震化やユニバーサルデザイン化などの公共施設に求められる建物性能を確保する必要があります。

このことから、保有継続する公共施設の品質目標を

1	**継続施設の耐震化率**	…	100%
2	**指定避難所の停電対策**	…	100%
3	**主要施設のユニバーサルデザイン化**	…	100%

とします。

◆耐震補強工事の実施例（羽幌中学校）

第４項　公共施設（建築物）の更新費用等

本計画改訂にあたっては、総務省の通知「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和３年１月 26 日付け総財務第６号）」による「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」という考え方に基づき、各個別施設計画の内容を反映させた更新費用等を記載しています。

よって、更新費用等のシミュレーションの期間は各個別施設計画のシミュレーション期間を反映させたものとなります。

そのため、現時点で個別施設計画がないものについては、個別施設計画を策定次第、順次本計画に反映させていくこととします。

①個別施設計画対象施設

羽幌町個別施設計画において、公共施設（個別施設計画対象施設）の令和 28 年度（2046 年度）までの維持・更新コストを試算しています。

本計画を実行することにより、単純更新した場合の費用と比較して、令和３年度～令和 12 年度（2021～2030 年度）では約 71.2 億円の削減、令和 13 年度～令和 22 年度（2031～2040 年度）は費用の平準化を図るため、約 8.3 億円の増加、2041～2046 年度には約 14.1 億円の更新費用を削減することが可能になります。

各個別施設の方針や維持・更新コストについての詳細は、羽幌町個別施設計画に記載しています。

◆単純更新費用の推計

令和３年度（2021 年度）～令和 28 年度（2046 年度）

（単位：千円）

分類／年度	2021～2030年度	2031～2040年度	2041～2046年度	合計
社会教育施設	1,258,678	843,228	1,605,781	3,707,687
コミュニティ施設	91,869	0	0	91,869
産業施設	4,359,698	1,259,480	378,465	5,997,643
福祉施設	927,843	1,524,704	546,571	2,999,118
行政施設	2,863,371	0	0	2,863,371
上下水道施設	58,174	672,998	0	731,172
合計	9,559,633	4,300,410	2,530,817	16,390,860

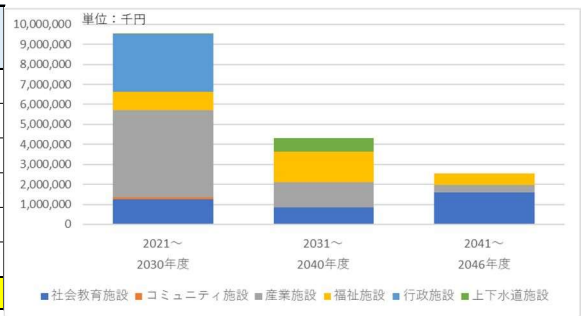

◆個別施設計画を実施した場合の更新費用

令和３年度（2021 年度）～令和 28 年度（2046 年度）

（単位：千円）

分類／年度	2021～2030年度	2031～2040年度	2041～2046年度	合計
社会教育施設	1,258,678	92,779	633,683	1,985,140
コミュニティ施設	0	0	0	0
産業施設	233,185	2,851,507	-469,641	2,615,051
福祉施設	446,152	502,357	281,542	1,230,051
行政施設	304,025	1,618,720	472,261	2,395,005
上下水道施設	199,790	60,277	204,037	464,104
合計	2,441,830	5,125,640	1,121,882	8,689,352
削減額	7,117,803	△ 825,230	1,408,935	7,701,508

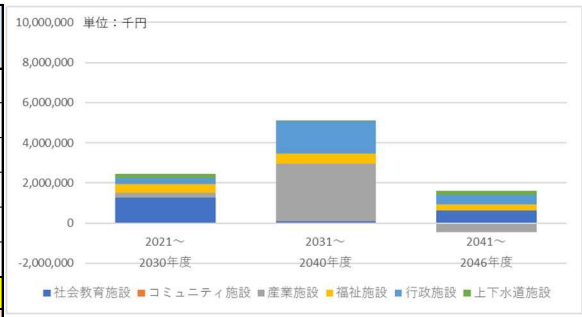

②学校施設長寿命化計画対象施設

羽幌町学校施設長寿命化計画において、公共施設（学校施設長寿命化計画対象施設）の令和 28 年度（2046 年度）までの維持・更新コストを試算しています。各施設を単純更新した場合の費用は、26 年間で約 53.3 億円となります。一方、計画を実施した場合の費用は、約 47.8 億円となります。よって、本計画を実施することにより、26 年間で約 5.5 億円の費用を削減することが可能となります。各個別施設の方針や維持・更新コストについての詳細は、羽幌町学校施設長寿命化計画に記載しています。

③公営住宅等長寿命化計画対象施設

羽幌町公営住宅等長寿命化計画において、公営住宅（天売地区、焼尻地区含む）の平成 31 年度（2019 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの事業実施計画を公表しています。羽幌町公営住宅等長寿命化計画では、事業実施方針を「建替」としている栄町南団地と幸町団地を 20 年活用後に建替えた場合と、屋根塗装改修、外壁塗装改修による長寿命化型改善事業を実施し 30 年活用した場合のライフコストの算出をしています。

栄町南団地及び幸町団地については、長寿命化改善事業をせず 20 年後に建て替えた場合の１戸当たりの年間費用の見込み額は約 132.2 万円で、長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業を実施した場合の年間費用の見込み額は約 91.7 万円であり、長寿命化型改善事業を実施することで１戸当たり年間約 40.5 万円縮減することができます。

下記の表は、栄町南団地と幸町団地についてのシミュレーションを行ったものです。長寿命化型改善事業を実施することで栄町南団地では１棟当たりでは年間約 243.2 万円縮減することができ、幸町団地では１棟当たりでは年間約 283.8 万円縮減することができます。

■栄町南団地　計画前モデル

	項目	費用等		備考
①	評価期間（改善非実施）A	20	年	長寿命化型改善事業を実施しない場合に想定される管理期間
②-1	修繕費A1（現時点まで）	0	千円	現時点までの各年の修繕費を累積した費用
②-2	修繕費A2（現時点から評価期間 A まで）（現在価値化）	2,738	千円	現時点＋1年から①評価期間（改善非実施）Aまでの各年の修繕費を現在価値化し累積した費用
②	修繕費A	2,738	千円	②-1 と②-2 の合計
③	建設費（推定再建築費）	23,155	千円	建設当時の建設費に公営住宅法施行規則第 23 条の率を乗じた額
④-1	除却費	1,200	千円	現時点における除却費
④-2	除却費の現在価値化係数	0.456		①評価期間（改善非実施）A末における現在価値化係数
④	除却費B（現在価値化）	548	千円	①評価期間（改善非実施）A末における除却費
⑤	計画前LCC　（（②＋③＋④）÷①）	1,322	千円／戸・年	－

■栄町南団地　計画後モデル

	項目	費用等		備考
⑥	評価期間（改善実施）B	30	年	長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業（LCC算定対象）及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される長寿命化型改善事業（LCC算定対象）を実施する場合に想定される管理期間（目標管理期間）
⑦-1	修繕費B2（現時点から評価期間Bまで）（現在価値化）	4,440	千円	現時点＋1年から⑥評価期間（改善実施）Bまでの各年の修繕費を現在価値化し累積した費用
⑦-2	長寿命化型改善のうち計画修繕費相当分（現在価値化）	1,021	千円	計画後に実施する長寿命化型改善のうち計画修繕相当分
⑦	累積修繕費B　（②-1＋⑦-1-⑦-2）	3,419	千円	②-1 と⑦-1 の合計から、⑦-2 を減じた額
⑧-1	長寿命化型改善費	1,000	千円	長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業費及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される長寿命化型改善事業費の総額、当該改善を複数回行う場合はそれらの合計費用
⑧	長寿命化型改善費（現在価値化）	555	千円	⑧-1 長寿命化型縮減費を項目別の実施時点の経過年数に応じて現在価値化し、累積した費用
⑨	建設費（推定再建築費）	23,155	千円	建設当時の標準建設費に公営住宅法施行規則第 23 条の率を乗じた額
⑩-1	除却費	1,200	千円	現時点における除却費
⑩-2	除却費の現在価値化係数	0.308		⑥評価期間（改善実施）B末における現在価値化係数
⑩	除却費B（現在価値化）	370	千円	⑥評価期間（改善実施）B末における除却費
⑪	計画後LCC　（（⑦＋⑧＋⑨＋⑩）÷⑥）	917	千円／戸・年	－
		5,500	千円／棟・年	

■栄町南団地　LCC 縮減効果

	項目	費用等		備考
⑫	年平均縮減額　（⑤－⑪）	405	千円／戸・年	－
⑬	住棟当たりの年平均縮減額（⑫×戸数）	2,432	千円／棟・年	年平均縮減額がプラスであれば、LCC縮減効果があると判断

■幸町団地　計画前モデル

	項目	費用等		備考
①	評価期間（改善非実施）A	20	年	長寿命化型改善事業を実施しない場合に想定される管理期間
②-1	修繕費A1（現時点まで）	0	千円	現時点までの各年の修繕費を累積した費用
②-2	修繕費A2（現時点から評価期間 A まで）（現在価値化）	2,738	千円	現時点＋1年から①評価期間（改善非実施）Aまでの各年の修繕費を現在価値化し累積した費用
②	修繕費A	2,738	千円	②-1 と②-2 の合計
③	建設費（推定再建築費）	23,155	千円	建設当時の標準建設費に公営住宅法施行規則第 23 条の率を乗じた額
④-1	除却費	1,200	千円	現時点における除却費
④-2	除却費の現在価値化係数	0.456		①評価期間（改善非実施）A末における現在価値化係数
④	除却費B（現在価値化）	548	千円	①評価期間（改善非実施）A末における除却費
⑤	計画前LCC　（（②＋③＋④）÷①）	1,322	千円／戸・年	－

■幸町団地　計画後モデル

	項目	費用等		備考
⑥	評価期間（改善実施）B	30	年	長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業（LCC算定対象）及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される長寿命化型改善事業（LCC算定対象）を実施する場合に想定される管理期間（目標管理期間）
⑦-1	修繕費B2（現時点から評価期間Bまで）（現在価値化）	4,440	千円	現時点＋1年から⑥評価期間（改善実施）Bまでの各年の修繕費を現在価値化し累積した費用
⑦-2	長寿命化型改善のうち計画修繕費相当分（現在価値化）	1,021	千円	計画後に実施する長寿命化型改善のうち計画修繕相当分
⑦	累積修繕費B　（②-1＋⑦-1-⑦-2）	3,419	千円	②-1 と⑦-1 の合計から、⑦-2 を減じた額
⑧-1	長寿命化型改善費	1,000	千円	長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業費及び長寿命化計画の計画期間以後に想定される長寿命化型改善事業費の総額、当該改善を複数回行う場合はそれらの合計費用
⑧	長寿命化型改善費（現在価値化）	555	千円	⑧-1 長寿命化型縮減費を項目別の実施時点の経過年数に応じて現在価値化し、累積した費用
⑨	建設費（推定再建築費）	23,155	千円	建設当時の標準建設費に公営住宅法施行規則第 23 条の率を乗じた額
⑩-1	除却費	1,200	千円	現時点における除却費
⑩-2	除却費の現在価値化係数	0.308		⑥評価期間（改善実施）B末における現在価値化係数
⑩	除却費B（現在価値化）	370	千円	⑥評価期間（改善実施）B末における除却費
⑪	計画後LCC　（（⑦＋⑧＋⑨＋⑩）÷⑥）	917	千円／戸・年	－
		6,416	千円／棟・年	

■幸町団地　LCC 縮減効果

	項目	費用等		備考
⑫	年平均縮減額　（⑤－⑪）	405	千円／戸・年	－
⑬	住棟当たりの年平均縮減額（⑫×戸数）	2,838	千円／棟・年	年平均縮減額がプラスであれば、LCC縮減効果があると判断

第５項　インフラ資産の更新費用等

①道路

羽幌町舗装個別施設計画において、管理道路の令和３年度（2021 年度）からの令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間の事業費を試算しています。

羽幌町舗装個別施設計画によると、従来の方法で修繕を行う場合と診断結果に基づく計画的な修繕を行う場合を比較すると、約 2,000 万円縮減することができます。

計画に基づいた事業費は、10 年間で約 1.16 億円となります。

舗 装 修 繕 路 線 計 画(10年) 一 覧 表

（千円）

路線番号	路線名称	項目	MCI				10年修繕計画										備　考
			4～3.1	3以下	合計	平均	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
111	北1丁目通	延長(m)	89	310	399	4.1								国道-北2	北2-北3	北4-北5	
		割合(%)	11.8%	41.0%	100.0%									11,100	12,200	11,100	
120	北2条通甲	延長(m)	126	0	126	3.9								(打ち換え)	(打ち換え)	(打ち換え)	
		割合(%)	49.8%	0.0%	100.0%												
123	北町3条通	延長(m)	97	93	190	3.1											
		割合(%)	51.1%	48.9%	100.0%												
124	北3条通	延長(m)	287	0	287	4.1											
		割合(%)	53.0%	0.0%	100.0%												
132	北5条通	延長(m)	123	0	123	4.3											
		割合(%)	41.3%	0.0%	100.0%												
142	南2丁目通	延長(m)	100	0	100	5.6											
		割合(%)	10.1%	0.0%	100.0%												
144	南4丁目通甲	延長(m)	100	88	188	4.1											
		割合(%)	14.3%	12.6%	100.0%												
148	南6丁目通甲	延長(m)	226	0	226	5.2											
		割合(%)	29.1%	0.0%	100.0%												
152	南1条通	延長(m)	110	0	110	5.8											
		割合(%)	14.9%	0.0%	100.0%												
154	南2条通	延長(m)	324	190	514	5.4				幸町	幸町	南4-南5	南5-南6				他事業計画があるので一部中止
		割合(%)	14.8%	8.7%	100.0%					9,300	11,700	13,500	14,100				
157	南3条通	延長(m)	0	358	358	3.9			南3-南4	(打ち換え)	(打ち換え)	(打ち換え)	(打ち換え)				他事業計画があるので一部中止
		割合(%)	0.0%	43.4%	100.0%				12,900								
159	南4条通	延長(m)	97	0	97	5.8			(打ち換え)								
		割合(%)	13.2%	0.0%	100.0%												
161	南5条通	延長(m)	146	247	393	4.4											他事業計画があるので中止
		割合(%)	19.8%	33.5%	100.0%												
163	南6条通	延長(m)	100	200	300	5.4	南5-南6	南6-南町									
		割合(%)	6.1%	12.3%	100.0%		9,800	9,800									
188	幸町南町通連絡線	延長(m)	89	200	289	3.1	(切削オーバ)	(切削オーバ)									他事業計画があるので中止
		割合(%)	20.4%	45.9%	100.0%												
203	栄町道路	延長(m)	80	0	80	4.6											
		割合(%)	17.1%	0.0%	100.0%												
229	公園通北線	延長(m)	100	0	100	5.1											
		割合(%)	7.8%	0.0%	100.0%												
230	公園通南線	延長(m)	266	0	266	5.4											
		割合(%)	29.1%	0.0%	100.0%												
					4,066	合計(委) 合計(工)	9,800	9,800	12,900	9,300	11,700	13,500	14,100	11,100	12,200	11,100	115,500
						測点 工事延長	1000-1100 100	1100-1200 100	537-647 110	1221-1300 79	1300-1400 100	660-775 115	775-895 120	469-569 100	569-679 110	100-200 100	1,034

②橋梁

羽幌町橋梁長寿命化修繕計画において、管理道路橋の令和２年度（2020 年度）からの令和 62 年度（2080 年度）までの事業費を試算しています。

令和 62 年度（2080 年度）までの修繕・架替え事業費（予防保全型、大規模補修・更新型）を試算した結果、予防保全型の累計は約 60 億円、大規模補修・更新型の累計は約 150 億円となり、予防保全型の維持修繕を実施することにより約 90 億円（約 40%）のコスト縮減効果が期待できるとしています。

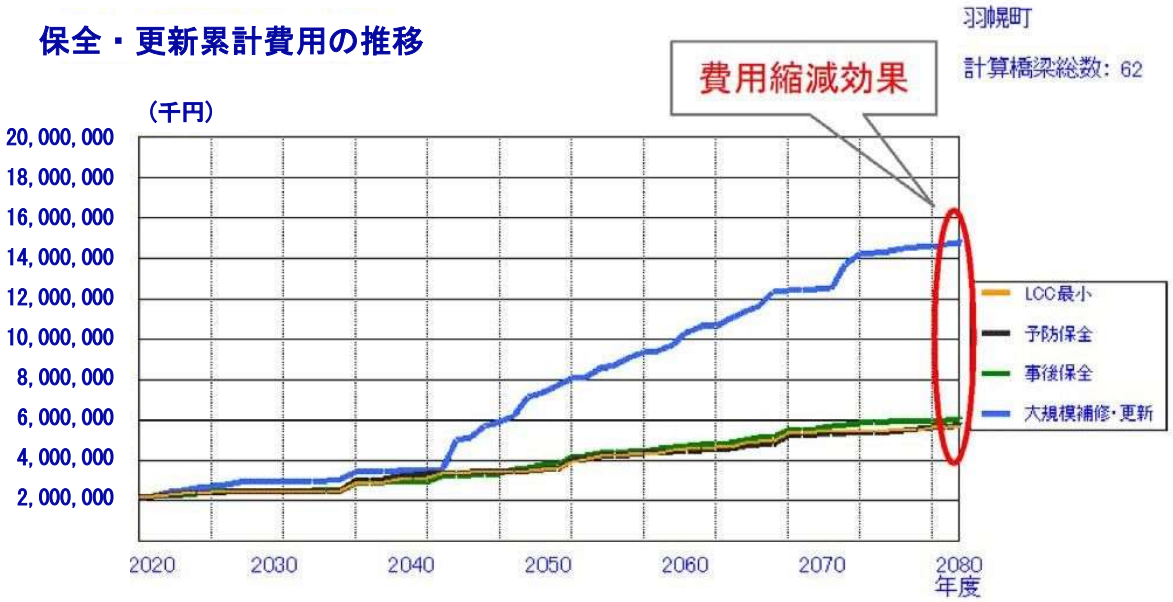

③下水道

羽幌町下水道ストックマネジメント計画において処理場・ポンプ場及び管路の事業費を試算しています。

処理場・ポンプ場における令和３年度（2021 年度）から令和６年度（2024 年度）までの概算事業費は 1.67 億円としています。

◆実施時期と概算事業費のまとめ

単位：千円

リスト番号	中分類	資産名称	概算事業費	第1期ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画(R2～R6年度)			
				2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
20005	建具	羽幌ポンプ場-外部建具	3,000				3,000
20006	建具	羽幌浄化センター-外部建具（OD棟）	1,500			1,500	
20007	建具	羽幌浄化センター-外部建具（終沈棟）	1,500			1,500	
20008	建具	羽幌浄化センター-外部建具（管理棟・ポーチ）	800			800	
20009	建具	羽幌浄化センター-外部建具（管理棟・自家発電機室）	500			500	
20010	建具	羽幌浄化センター-外部建具（管理棟・電気室）	500			500	
60011	制御電源及び計装用電源設備	無停電電源装置（UPS―1）	3,600	3,600			
60021	負担設備	№1,2汚水ポンプ速度制御盤（P―VVVF―1）	35,900			35,900	
60022	負担設備	1系№1－1曝気装置速度制御盤（W―VVVF―1A）	18,400	18,400			
60023	負担設備	1系№1－2曝気装置速度制御盤（W―VVVF―1B）	18,400	18,400			
60024	負担設備	2系№2－1曝気装置速度制御盤（W―VVVF―2A）	18,400		18,400		
60025	負担設備	2系№2－2曝気装置速度制御盤（W―VVVF―2B）	18,400		18,400		
60048	計測設備	2系ディッチDO計（W―DO―1BP）	3,000	3,000			
60086	監視制御設備	非常通報装置（T―1）	1,300		1,300		
61009	制御電源及び計装用電源設備	無停電電源装置（ﾐﾆUPS）（UPS―1）-羽幌ポンプ場	1,100		1,100		
61016	監視制御設備	ﾃﾚﾒｰﾀｰ装置（親局）（TM―R1）（子局）（TM―T1）- 羽幌ポンプ場	36,200				36,200
62003	監視制御設備	自動通報装置-栄町第1MP所	1,500		1,500		
62005	監視制御設備	自動通報装置 - 栄町第2MP所	1,500			1,500	
62008	監視制御設備	自動通報装置 - 栄町第3MP所	1,500				1,500
合計事業費			167,000	43,400	40,700	42,200	40,700

＊R2年度は設計期間のため、事業費は配分しない。

管路については、管きょ改築延長に向けた事業費の試算を行っており、令和元年度（2019 年度）から令和 10 年度（2028 年度）における汚水管きょ改築延長・事業費として約 3,600 万円、雨水管きょ改築延長・事業費として約 900 万円が見込まれています。

④河川

羽幌町準用河川長寿命化計画において本町が管理する河川のうち準用河川を対象とした長寿命化計画を策定しています。対象となる河川は、準用河川福寿川と準用河川オシリウシナイ川とし、令和 49 年（2067 年）までの維持管理費を試算しています。

従来型の管理のままで 20 年ごとに大規模修繕が生じることを想定し、今後 50 年間の維持費を推計すると、約 4.7 億円が見込まれます。

これに対し、予防保全型の管理を実施した場合には、50 年間で 3.7 億円となり、約１億円の費用の削減が期待できます。

一方、現状の維持管理費の予算額（約 300 万円/年）を継続して充てられると仮定しても、50 年間で約 1.5 億円であり、3.7 億円に対し、2.2 億円の不足が生じることから、修繕計画に係る費用は、公共施設等適正管理推進事業債を充て補修事業の約 90%を起債とし残りの 10%を一般財源とすることを想定しています。50 年間の補修事業費が 2.4 億円に対して 2,400 万円を一般財源に充てることから、50 年間で割り返すと約 50 万円を一般財源とすることを想定しています。

◆維持管理費の推移の比較

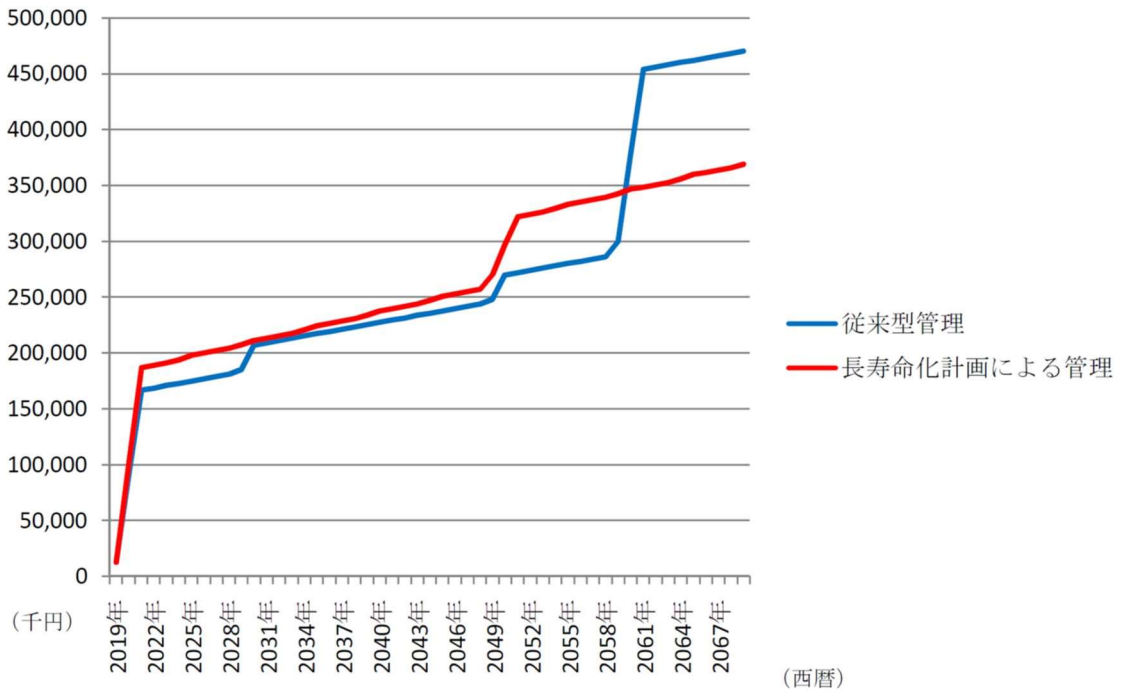

第５節　フォローアップの実施方針

本計画は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）までの 30 年間に渡る長期計画であることから、人口推移や財政の状況、公共施設等に対する住民の利用ニーズ、社会情勢の変化等に合わせて、数値目標を柔軟に見直していきます。

また本町では、公共施設マネジメント計画を円滑に推進するため、ＰＤＣＡサイクルの考え方により、本計画に基づく各年度の予算執行状況を評価し、翌年度以降の計画の見直しに活用します。

◆フォローアップの実施イメージ

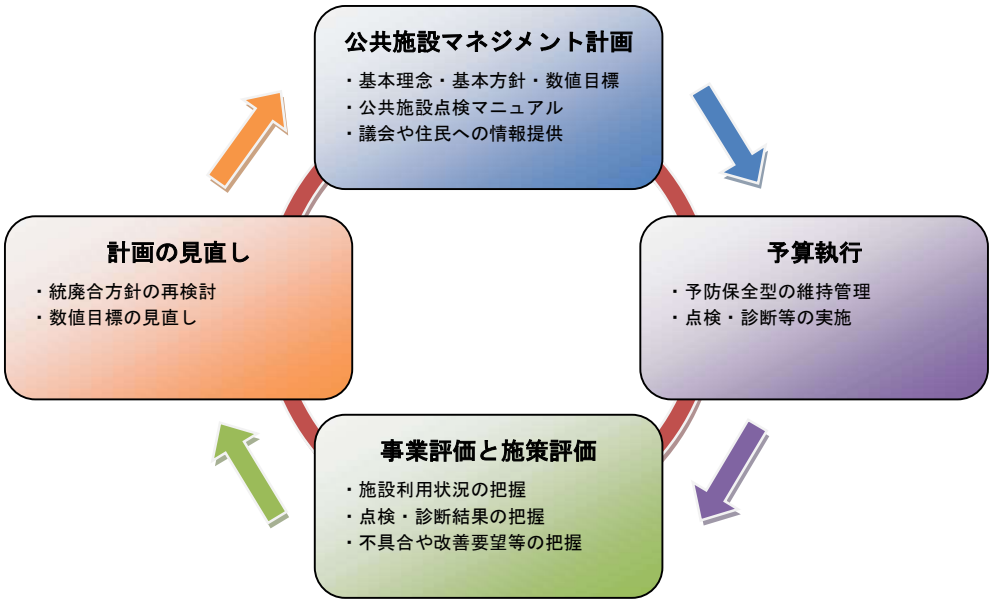

第３章　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第１節　統合や廃止の推進方針

公共施設の統合や廃止については、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進める観点や、健全な財政維持のため身の丈にあった施設量とする観点から、現在稼働率の低い施設の複合化や集約、廃止のほか、転用などによる利用改善を図ることにより、本当に必要な公共施設等への投資の「選択と集中」を進める必要があります。

統廃合方針では、白書において施設の見直しを進める手法としてポートフォリオを活用し、施設の利用状況や残耐用年数などを「利用ニーズ」と「建物性能」の２軸で総合的に評価したものを「一次判定」とし、「一次判定」の結果を参考にしたうえで、施設の配置状況や他施設への機能移転の観点、使える財源の範囲などから施設の個別検討を行い最終的な統廃合方針を設定しています。

また、統廃合方針の見直しにあたっては、見直し時点での財政状況や住民ニーズ、施設の劣化状況などを踏まえ、庁内の横断的組織で協議して最終的な判定をします。

第２節　点検・診断等の実施方針

住民が、公共施設等を安全で便利に長く利用していくためには、施設を所管する職員による定期的な点検・診断等に基づき、必要な修繕や改修などを予防保全的に、かつ計画的に実施していく必要があります。

なお、点検・診断等の結果については、施設の異常の度合いなどから緊急性の有無を判断し、規定予算による応急措置又は予算補正による修繕工事などに対応するほか、統廃合方針の見直しに活用します。

◆点検・診断等の実施方針

点検区分		実施方針
自主点検	日常点検	日々の施設運営の中で異常箇所を発見する可能性があることから、施設・設備の観察を実施します。
	定期点検	**○点検マニュアルに基づく点検** 年１回（４月～５月）、別途定める「点検マニュアル」に基づき、施設所管職員による定期点検を実施し、「点検シート」を作成します。点検シートの評価結果（点数：定量的指標）等から、マネジメント計画に基づく大規模改修等が必要となった場合は、政策調整会議等に諮り、実施時期を判断します。
	臨時点検	**○災害警報の前後** 台風や地震、大雨などの警報の前後に所管施設の点検を実施することで、異常箇所の有無を点検します。 **○利用者からの情報提供**
法定点検		**○建築基準法等に義務付けられた点検** 施設の規模や用途、設備等により点検内容が異なるので、専門技術者による点検を実施します。
劣化診断		**○対象施設の劣化度調査及び修繕計画の見直し** 対象施設は、施設所管課と協議のうえ別途決定します。木造は建築後 20 年、非木造は建築後 20 年と 40 年を目途に必要に応じて調査を行い、修繕計画を見直します。

第３節　維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の更新に必要なトータルコストの削減や投資経費の平準化を図るためには、施設の統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を定めることが重要となります。

ここでは、統廃合方針に応じた維持管理・修繕・更新等の実施方針を次表のとおりに定めます。

なお、更新等により保有を継続する公共施設等については、修繕や改修等の履歴情報を蓄積し、個別施設計画に反映するなど、公共施設マネジメント計画のフォローアップに活用していきます。

◆維持管理・修繕・更新等の実施方針

<table>
<tr><th>種別</th><th>区分</th><th>維持管理</th><th>修繕</th><th>更新</th></tr>
<tr><td rowspan="4">公共施設</td><td>継続</td><td>日常・定期点検を実施し、予防保全型維持管理を実施する。</td><td>日常・定期点検を実施し、予防保全的に修繕を実施し、修繕履歴を保管する。</td><td>個別施設計画の更新方針に基づき計画的に更新し、更新履歴を保管する。</td></tr>
<tr><td>段階的廃止</td><td>事後保全型維持管理を実施する。</td><td colspan="2">安全性の確保に最低限必要な修繕を実施し原則更新は実施しない。</td></tr>
<tr><td>転用</td><td colspan="3">原則実施しない。
（転用後の区分により判断する。）</td></tr>
<tr><td>廃止</td><td colspan="3">原則実施しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インフラ</td><td>道路</td><td colspan="3" rowspan="3">日常・定期点検で確認された変状で対策が必要と判断される場合には、適宜維持修繕工事を行うことで予防保全型の維持管理を推進し、長寿命化とコスト縮減を図る。</td></tr>
<tr><td>橋梁</td></tr>
<tr><td>河川</td></tr>
<tr><td>上下水道</td><td colspan="3">点検・診断結果に基づき、適切な維持管理・修繕等を実施することにより、コスト縮減や予算の平準化を図る。</td></tr>
</table>

第４節　危険除去の推進方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、第２節や第３節の方針に基づき応急処置を実施し、抜本的な改善が必要な場合には、整備計画に反映するなどの対応を図っていきます。

また、今後とも利用見込みの無い公共施設等（解体予定施設）については、すべての施設を一斉に撤去・解体することは財政面からも困難であるため、下図に示す優先順位（優先度Ａ～Ｄ）に応じて、施設の倒壊や破損により人命や近隣等に影響を与える可能性の高い施設から優先的に除却していきます。

なお、除却までの期間、数年間に渡り危険性が継続する場合は、暫定的な安全対策（侵入防止柵や安全ネットなど）を施すことにより、人身事故や物損事故等を未然に防ぐための取組みを進めます。

◆除却優先度の考え方

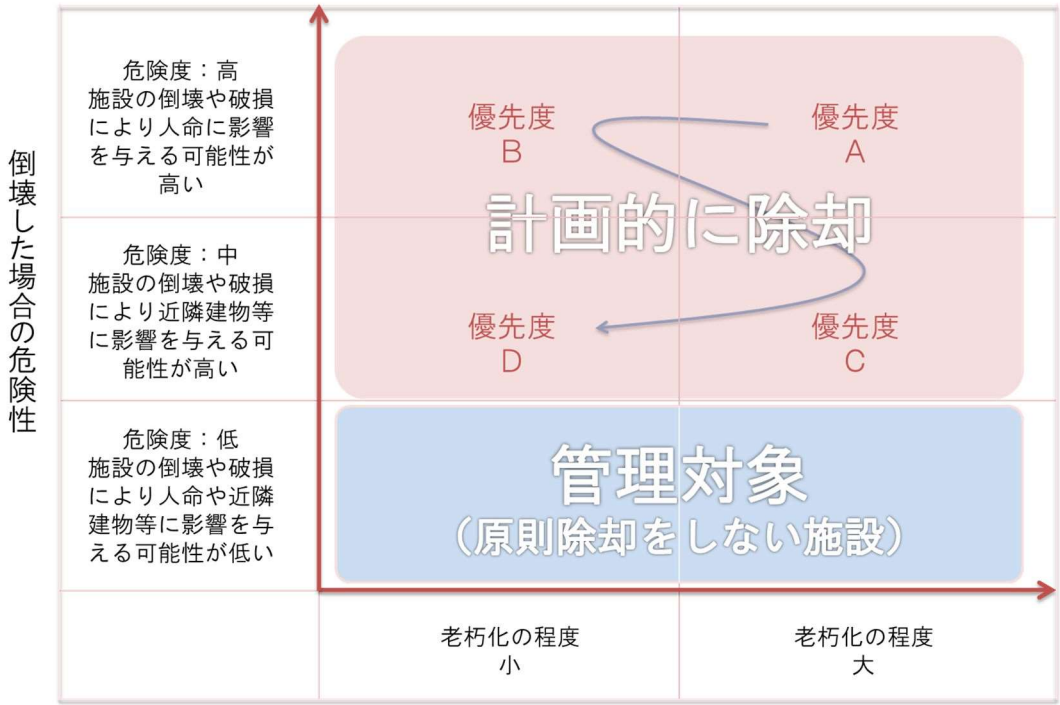

第５節　耐震化の実施方針

本町では、国の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。)」に基づき、平成 24 年 3 月に「羽幌町耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修促進法第６条１号の規模・用途要件に該当する特定建築物や、教育施設を重点的に耐震化を進めてきました。

しかし、本町全体の公共施設を見ると、新耐震設計法が導入された昭和 56 年以前に建設された建物が多く残存しており、十分な耐震性能が確保出来ているとは言い難い状況にあることから、旧耐震基準の建物については早急に耐震改修の実施又は建替をする必要があります。

このような状況を踏まえ、特に災害時の防災拠点及び避難施設に位置付けられている施設や、不特定多数の町民が利用する施設を優先的に、改修や建替の時期に合わせて早急に耐震化を図っていきます。

◆羽幌町耐震改修促進計画（平成 24 年３月策定）

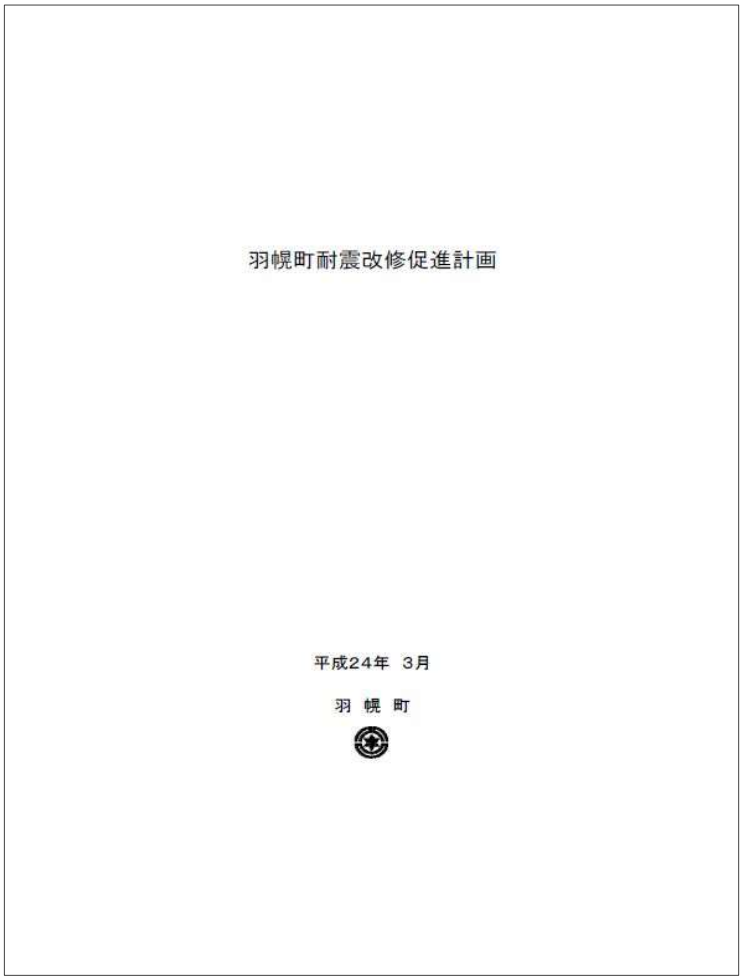
羽幌町耐震改修促進計画

平成24年 3月

羽 幌 町

第６節　長寿命化の実施方針

これまで本町は、公共施設等の改修に関して計画的な改修（予防型保全）が出来ず、建物が著しく老朽化してから改修（事後保全型）してきたことにより、建物本来の耐用年数（RC 造 60 年、木造 40 年）まで利用していない状況もありました。

公共施設等の長寿命化は、公共施設等を建設してから解体するまでのトータルコストの縮減や、投資経費を平準化するうえで効果的であり、健全な財政を維持するためには公共施設等を効率的に維持管理する必要があります。

また、公共施設等は、建設から一定期間が経過すると、老朽化に伴い性能が低下し、利用者のニーズ（社会的要求水準）を満たせなくなることから、計画的な改修を実施することで、公共施設の性能を一定の水準で維持するとともに、施設本来の耐用年数まで効率的に利用することを目指します。

ここでは、今後の公共施設の「目標耐用年数」を次表のとおりに定めます。

◆目標耐用年数

構　造	RC 造・SRC 造	木　造	軽量鉄骨造
耐用年数	60 年	40 年	40 年

◆長寿命化の実施イメージ

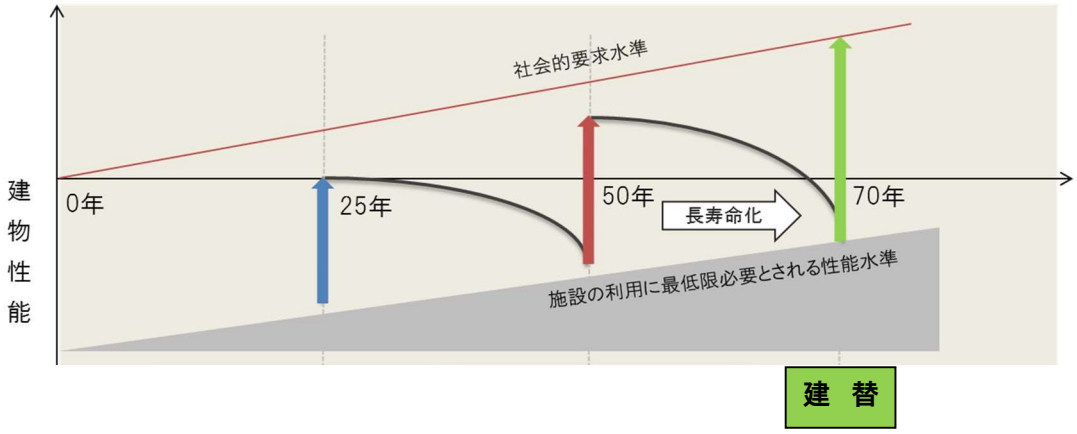

第７節　ユニバーサルデザインに関する方針

ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられています。今後、公共施設を改修・更新する際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

◆ユニバーサルデザインの事例（羽幌小学校）

【トイレ】

・車いすの方でも利用しやすいよう、広いスペースが設けられているほか、手すりも付けられており、誰でも利用しやすい仕様となっています。

【校舎入口のスロープ】

・段差の昇り降りが難しい方や、車いすの方に配慮した仕様となっています。

【エレベーター】

・階段昇降がむずかしい方だけではなく、誰でもフロアを移動できるよう、校内にエレベーターを設置しています。

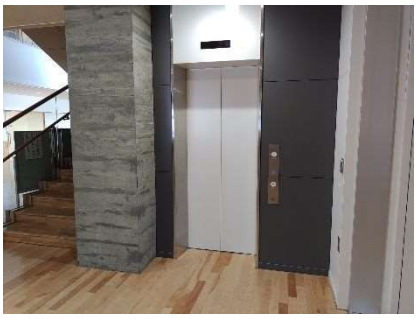

第８節　脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び第３次羽幌町役場地球温暖化対策実行計画を踏まえ、公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入の検討やＬＥＤ照明などの省エネルギーに配慮した機器の導入など、公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

第９節　地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針

固定資産台帳等の情報については、本マネジメント計画の見直しを図っていく中で、随時、固定資産台帳を基に公共施設保有量の推移及び更新費用の算出等を行うなど、活用を図ります。

第10節　保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用財産（遊休不動産等）については、実態を正確に把握・整理し町が公用又は公共用として利用することが適用と認められる資産については、全庁的に情報を共有しながら有効活用を図るほか、町が利用する予定のない資産については、民間事業者への貸付や売却等の処分を積極的に推進します。

第11節　広域連携に関する方針

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、全ての施設を町単独で整備・運営するだけではなく、ごみ処理施設や火葬場施設のように近隣町村と整備・運営する広域連携や施設の相互利用など、様々な連携体制について検討を行います。

第12節　本町の各種計画及び国管理施設との連携に関する方針

羽幌町総合振興計画等の上位計画や各分野の個別計画との整合性を図るほか、必要に応じて町内の国管理施設との連携についても検討を行います。

第13節　適正管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の適正な管理を実践していくためには、施設を管理する所管課の職員が、統一した基準（目線）で施設の点検・診断等を実施し、予防保全型の維持管理を進めることが望ましいと考えられます。

本町では、建築・土木に関する専門知識を有する技術系職員が不足している現状を踏まえ、施設の維持保全等に関する技術研修などに積極的に参加することにより、施設所管課の職員の技術向上に努めるほか、施設点検マニュアルを活用しながら、点検・診断精度の向上を図ります。

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第１節　公共施設（建築物）

①社会教育施設（体育施設含む）

令和元年に建て替えを行った武道場以外は老朽化が進んでいるほか、人口減少に伴い利用者数も減少することが予想されることから、個別施設計画に基づき長寿命化を図るほか、統廃合や複合化等による施設数・規模（床面積）の適正化を図ります。

②コミュニティ施設

全ての施設が耐用年数を経過し、老朽化が進んでいるほか、人口減少に伴い利用者数も減少することが予想されることから、個別施設計画に基づき、統廃合や複合化等による施設数・規模（床面積）の適正化を図ります。

③産業施設

一部の施設を除き老朽化が進んでおり、個別施設計画に基づき長寿命化を図るほか、観光関連施設については、利用状況等を考慮しながら施設の在り方を検討し、施設数・規模（床面積）の適正化を図ります。

④福祉施設

一部の施設を除き老朽化が進んでいるほか、人口減少に伴い利用者数も減少することが予想されることから、個別施設計画に基づき長寿命化を図るほか、統廃合や複合化等による施設数・規模（床面積）の適正化を図ります。

⑤行政施設

一部の施設を除き老朽化が進んでいるほか、災害時の重要な活動拠点となることから、個別施設計画に基づく長寿命化や複合化を含めた適切な更新を図ります。

なお、役場庁舎については耐震化未実施であることから、早急に方向性等を協議し、防災拠点としての機能を十分果たせる施設となるよう、適切に対応します。。

⑥学校施設

校舎や体育館については、平成 29 年に建て替えを行った羽幌小学校校舎以外は老朽化が進んでいるほか、人口減少に伴い児童・生徒数も減少していることから、学校施設長寿命化計画に基づき、複合化等による施設数・規模（床面積）の適正化を図ります。

なお、教員住宅についてもほとんどが耐用年数を経過し、老朽化が進んでいますが、児童・生徒数の減少に伴い、教職員の配置人数の減少が見込まれることから、長寿命化を図りつつ、民間賃貸住宅等の活用も検討するなど、施設数の適正化を図ります。

⑦公営住宅

老朽化が進んでいることから、公営住宅等長寿命化計画に基づき、需要状況や財政状況等を考慮しながら、更新や長寿命化など住宅戸数の適正化を図ります。

第２節　インフラ施設

①道路

「羽幌町舗装個別施設計画」に基づき、定期的な点検・診断よる計画的な改修等を実施することにより、費用の縮減及び利用者の安全確保を図ります。

②橋梁

「羽幌町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検・診断による橋梁の状態の把握、予防保全型の維持改修及び計画的な大規模改修や架け替えを実施し、費用の縮減及び利用者の安全確保を図ります。

③下水道

「羽幌町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、定期的な点検・診断による計画的な改修等を実施することにより、処理場及びポンプ場等の長寿命化や管きょ網の適切な維持管理を図るとともに、費用の縮減を図ります。

④河川

「羽幌町準用河川長寿命化計画」に基づき、定期的な点検・診断による対象河川の状態の把握、予防保全型の維持改修を計画的に実施することにより、費用の縮減及び近隣住民の安全確保を図ります。

資　　料

1　公共施設マネジメント計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成 26 年 6 月 3 日	まちづくり政策会議	計画概要説明
平成 26 年 7 月 23 日	総務産業常任委員会	計画概要説明
平成 26 年 8 月 5 日	公共施設マネジメント計画策定 業務委託公募型プロポーザルの公募開始	羽幌町ホームページに掲載
平成 26 年 8 月 14 日	計画策定広報	町広報誌 8 月号に掲載
平成 26 年 9 月 29 日	公共施設マネジメント計画策定業務委託契約	契約
平成 27 年 3 月 17 日	公共施設マネジメント計画白書納品	成果品納品
平成 27 年 4 月 30 日	政策調整会議	白書、アンケート内容説明
平成 27 年 5 月 14 日	議員全員協議会	白書、アンケート内容説明
平成 27 年 5 月 14 日	公共施設白書（概要版）配布	全戸配布
平成 27 年 5 月 18 日～ 平成 27 年 5 月 29 日	高校生アンケート実施	配布数：161　回収数：150 回収率：93.2%
平成 27 年 5 月 25 日～ 平成 27 年 6 月 8 日	町民アンケート実施	配布数：1,200　回収数：331 回収率：27.6%
平成 27 年 6 月 16 日	町政懇談会（焼尻）	計画概要説明
平成 27 年 6 月 17 日	町政懇談会（天売）	計画概要説明
平成 27 年 6 月 30 日	町政懇談会 （栄町コミュニティセンター）	計画概要説明
平成 27 年 7 月 1 日	町政懇談会 （幸町コミュニティセンター）	計画概要説明
平成 27 年 7 月 2 日	町政懇談会 （川北老人福祉センター）	計画概要説明
平成 27 年 7 月 3 日	町政懇談会（中央公民館）	計画概要説明
平成 27 年 7 月 14 日	町政懇談会（中央集会所）	計画概要説明
平成 27 年 7 月 15 日	町政懇談会（築別老人寿の家）	計画概要説明
平成 27 年 9 月 1 日	町民・高校生アンケート調査 結果公表	羽幌町ホームページに掲載
平成 27 年 9 月 10 日	町民・高校生アンケート調査 結果広報	アンケート調査結果報告書を町内回覧
平成 27 年 10 月 14 日	公共施設マネジメント計画素案納品	成果品納品
平成 27 年 11 月 4 日	政策調整会議	アンケート調査結果報告、計画（素案）協議
平成 27 年 11 月 17 日	第 1 回公共施設マネジメント計画調査研究特別委員会	アンケート調査結果報告、計画（素案）協議
平成 27 年 12 月 1 日	第 2 回公共施設マネジメント計画調査研究特別委員会	計画（素案）協議
平成 27 年 12 月 17 日	第 3 回公共施設マネジメント計画調査研究特別委員会	計画（素案）協議
平成 28 年 4 月 22 日	第 4 回公共施設マネジメント計画調査研究特別委員会	計画（素案）協議
平成 28 年 5 月 9 日	社会教育委員運営会議	計画（素案）意見交換
平成 28 年 5 月 26 日	集会所意見交換会 （寿町集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 5 月 27 日	集会所意見交換会 （築港集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 5 月 30 日	集会所意見交換会 （南町集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 6 月 7 日	集会所意見交換会 （幸町コミュニティセンター）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 6 月 8 日	集会所意見交換会 （幸町南集会所）	計画（素案）意見交換

年月日	項目	内容
平成 28 年 6 月 10 日	集会所意見交換会 （栄町南集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 6 月 13 日	集会所意見交換会 （栄町コミュニティセンター）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 6 月 14 日	集会所意見交換会 （幸陽館）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 6 月 20 日	集会所意見交換会 （北町集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 7 月 12 日	町政懇談会（公民館大ホール）	計画（素案）説明
平成 28 年 7 月 13 日	町政懇談会（公民館小ホール）	計画（素案）説明
平成 28 年 8 月 8 日	集会所意見交換会 （川北青少年育成センター）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 8 月 24 日	町政懇談会（天売）	計画（素案）説明
平成 28 年 8 月 25 日	集会所意見交換会 （中央集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 8 月 26 日	集会所意見交換会 （築別集会所）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 9 月 2 日	集会所意見交換会 （寿生活改善センター）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 9 月 28 日	町政懇談会（焼尻）	計画（素案）説明
平成 28 年 10 月 4 日	福祉施設意見交換会 （老人寿の家）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 10 月 26 日	集会所意見交換会 （すこやか健康センター）	計画（素案）意見交換
平成 28 年 11 月 10 日	政策調整会議	計画（原案）協議
平成 28 年 11 月 21 日	公共施設マネジメント計画 調査研究特別委員会	計画（原案）協議
平成 28 年 11 月 30 日	羽幌町公共施設マネジメント計画　策定	策定
平成 28 年 12 月～	公共施設マネジメント計画策定広報	町広報誌平成 29 年 1 月号に記載 羽幌町ホームページに掲載
令和 4 年 3 月	羽幌町公共施設マネジメント計画　改訂	改訂
令和 5 年 3 月	羽幌町公共施設マネジメント計画　改訂	改訂

町政懇談会

集会所意見交換会